

平成24年

かすみがうら市議会第1回定例会会議録 第5号

---

平成24年3月2日(金曜日)午前10時00分 開 議

---

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
5番	古橋智樹君	14番	栗山千勝君
6番	小松崎誠君	15番	山内庄兵衛君
7番	加固豊治君	16番	廣瀬義彰君
8番	佐藤文雄君		

---

欠席議員

13番 藤井裕一君

---

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	土木部長	大川博君
副市長	石川眞澄君	会計管理者	大塚隆君
教育長	菅澤庄治君	消防長	井坂沢守君
市長公室長	島田昌男君	教育部長	仲川文男君
総務部長	山口勝徑君	水道事務所長	川尻芳弘君
市民部長	川島祐司君	農業委員会事務局長	塚本茂君
保健福祉部長	竹村篤君	代表監査委員	久保田喜久男君
環境経済部長	吉藤稔君		

---

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	主任	杉田正和

---

議事日程第5号

日程第1 施政方針に対する質疑

8番 佐藤文雄議員

5番 古橋智樹議員

- 日程第 2 承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 議案第 2 号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 議案第 3 号 かすみがうら市東日本大震災復興まちづくり支援事業基金の設置、  
管理及び処分に関する条例の制定について
- 議案第 4 号 かすみがうら市墓地等の経営許可等に関する条例の制定について
- 議案第 5 号 かすみがうら市立保育所運営事業者選考委員会条例の制定について
- 議案第 6 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に  
関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定  
資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて
- 議案第 10 号 かすみがうら市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について
- 議案第 11 号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について
- 議案第 12 号 かすみがうら市敬老祝金給付条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて
- 議案第 13 号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 14 号 かすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて
- 議案第 15 号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正す  
る条例の制定について
- 議案第 16 号 かすみがうら市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 17 号 かすみがうら市庁舎建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を  
廃止する条例の制定について
- 議案第 18 号 かすみがうら市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例の制定に  
ついて
- 議案第 19 号 平成 23 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 8 号）
- 議案第 20 号 平成 23 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 3  
号）
- 議案第 21 号 平成 23 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第  
2 号）
- 議案第 22 号 平成 23 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 23 号 平成 23 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算  
（第 5 号）
- 議案第 24 号 平成 23 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

- 議案第 25 号 平成 23 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 26 号 平成 24 年度かすみがうら市一般会計予算
- 議案第 27 号 平成 24 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 28 号 平成 24 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 29 号 平成 24 年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算
- 議案第 30 号 平成 24 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 31 号 平成 24 年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
- 議案第 32 号 平成 24 年度かすみがうら市水道事業会計予算
- 議案第 33 号 市道路線の認定について

日程第 3 休会について

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 施政方針に対する質疑

8 番 佐藤文雄議員

5 番 古橋智樹議員

日程第 2 承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて

議案第 2 号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について

議案第 3 号 かすみがうら市東日本大震災復興まちづくり支援事業基金の設置、  
管理及び処分に関する条例の制定について

議案第 4 号 かすみがうら市墓地等の経営許可等に関する条例の制定について

議案第 5 号 かすみがうら市立保育所運営事業者選考委員会条例の制定について

議案第 6 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に  
関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7 号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8 号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9 号 かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定  
資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて

議案第 10 号 かすみがうら市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

議案第 11 号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

議案第 12 号 かすみがうら市敬老祝金給付条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて

議案第 13 号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 14 号 かすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて

議案第 15 号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正す

る条例の制定について

- 議案第16号 かすみがうら市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 かすみがうら市庁舎建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第18号 かすみがうら市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例の制定について
- 議案第19号 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）
- 議案第20号 平成23年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第21号 平成23年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第22号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 議案第23号 平成23年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）
- 議案第24号 平成23年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第25号 平成23年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第26号 平成24年度かすみがうら市一般会計予算
- 議案第27号 平成24年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
- 議案第28号 平成24年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第29号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算
- 議案第30号 平成24年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第31号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
- 議案第32号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計予算
- 議案第33号 市道路線の認定について

日程第 3 休会について

---

開 議 午前10時00分

○議長（小座野定信君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

なお、藤井裕一議員から所用による欠席の届出がありましたので、ご報告申し上げます。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

---

日程第 1 施政方針に対する質疑

○議長（小座野定信君）

日程第1、施政方針に対する質疑を行います。

発言の通告が2名の諸君より提出されておりますので、順次発言を許します。

始めに、8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

おはようございます。

私は、宮嶋市長の平成24年第1回定例会の方針について質疑をいたします。

宮嶋市長の2年度目に当たる24年度予算は、市長選で掲げた公約を実現する立場から編成したものと強調しております。私は、中学卒までの医療費無料化などや水道料金での10立方以下の引き下げ、石岡地方斎場移転建設に対する大幅見直しなど、個々の政策には賛同してまいりました。しかし、財源についての考え方は違っております。

市長は、総人件費の削減を強調し、市職員の給与10%削減に固執して、それを財源とするとしております。その根底には、官民格差における所得の再配分との考え方があるようであります。私は、公務員給与削減は民間にも波及して際限のない賃下げ競争が起こり、国民全体の所得を減少させる悪循環を招き、内需を冷え込ませ、経済・財政の悪化をもたらすと考えます。問題解決には、無駄遣いの一掃と富裕層・大企業に応分の負担を求めること。そして、かすみがうら市としては、無駄な大型事業はやめ、下水道事業や道路の新設については財政力に応じた、見合ったものとする。これが大事なことだと思います。行財政改革を強調する余り、結果的に市民への行政サービスが後退することはあってはなりません。地方自治体の本旨である住民福祉の向上に基づいた運営をするべきでだと考えます。

以上、私の基本理念の一端を申し上げて、市長の施政方針について何点か質問をいたします。

最初に、冒頭発言にかかわって質問いたします。

民主党、野田政権は、消費税を10%に増税する社会保障・税一体改革を打ち出しました。首相は一体改革について、社会保障の機能を強化し、安定財源を確保して将来にわたって持続可能なものにするための処方せんだと述べています。消費税増税は、社会保障のためであるかのような説明ですが、社会保障のためというのは消費税増税の際にも5%に増税した際にも時の政権が国民に向けて語った言葉です。国民の反対を押し切って、導入や増税を強行した後には、どの政権も平気な顔で年金や医療を改悪し、社会保障を後退させてきました。

これから、民主党政権がやろうとしているのは、一体改革は初めから社会保障の改悪メニューをずらっと並べております。年金の削減や支給先送り、外来受診のたびに定額負担させる制度を導入する。70歳から74歳の窓口負担の倍加、介護保険給付や生活保護の抑制、保育の公的責任の放棄。厚労省が一体改革成案の中身を具体化すれば具体化するほど、社会保障の切り捨てが浮かび上がっております。

社会保障改悪のオンパレードと、消費税5%から10%への12兆円もの増税を一体で実行するようなやり方は、過去にも例がありません。これまでのどの政権もできなかった暴挙であります。この暴挙を社会保障のためという真反対の大うそで押し通そうとする首相の態度は、絶対に許せないと私は考えます。

そこで質問です。

市長は、財政健全化の取り組みであると、この社会保障と税の一体改革について評価している

ようであります。市長の見解を求めます。

最近頻繁に起こる地震に対する市民の不安は大きくなっております。本市千代田庁舎は、さきの大震災で被災しており、危険性が危惧されております。市長が、予断を許さない状況から市民の皆様の安全を確保するため庁舎内の行政機能の一部移転を決意したことは、当然だと思います。市議会も1月30日の全員協議会で、千代田庁舎の解体に同意をいたしました。しかし、その後議長が報道機関に対する市長見解の発表に問題ありとして、白紙に戻すと、さきの全員協議会で提案をいたしました。

私は、市長が報道機関にみずからの考え方を公表することには何ら問題ないと思います。私も千代田庁舎建設については、住民投票を行うことは当然だという考え方であり、改めて庁舎建設のあり方について、2月27日付議長からの申入書に係る市長の見解を求めます。

2、自然と調和した快適なまちづくりについて伺います。

今回の東日本大震災は、未曾有の被害をもたらしました。被災した自治体は、その被害を最小限に食いとめる努力や復興・復旧に全力を尽くしております。しかし、決して順調には進んでおりません。特に、平成の大合併で押しつけられて合併した自治体では、十分な機能を果たすことができない状況だという報道もあります。当かすみがうら市でも住民に問うこともせず、旧霞ヶ浦町と旧千代田町の2町合併が町当局と議会で決めたという経過があります。住民合意のない合併が今その矛盾を露呈しているのではないかと私も感じております。

そこで質問ですが、震災復興の検証から、公共施設の一体化の必要性を痛感したとあります。市長の考える公共施設の一体化とは何でしょうか。その構想について伺います。

今回の震災で市民のライフラインである水の供給に大きな支障を及ぼしました。主要な原因は、県企業局から送水される送水管の破損によって県水の供給がされなかったことにあります。それが千代田地区において1週間も断水状態が続いたのであります。今後予想される大震災に対しては、広域的施設によって成り立っている県水の供給に依存するよりも、地下水を最大限に生かすことが重要だと考えます。

そこで質問ですが、上水道事業に関連して、霞ヶ浦浄水場と下稲吉第2浄水場を結ぶ連絡管の接続工事について、関係機関との連携を強めとありますが、関係機関とは何を示すのでしょうか。この関係機関との連携は、必要なのでしょうか。お伺いをいたします。

今回の震災は、午後2時46分に起きました。阪神・淡路大震災は午前6時、火災による被害が甚大でした。地震はいつ起こるか知れません。日本は、木造建築家屋が大部分であります。そのような意味では、防火対策は自治体としては重要な課題です。震災に連動して発生が危惧される住宅火災から生命を守るため、住宅用火災警報器の普及を支援すると施政方針にあります。

その住宅用火災警報器の普及支援について、今の現状と支援内容についてお伺いをいたします。

バス路線の廃止が続き、交通弱者への対策に全国の自治体が苦慮しております。特に、過疎化と高齢化が進んでいる地域は、大変な困難を抱えております。当市では、巡回バスの運行、乗り合いタクシーなどの施策をしてみましたが、利用者が限定され、十分な効果が上がっているとは言いがたい面があります。来年度は、観光ルートのシャトルバスの運行を中止するとしました。

公共交通の充実についてお尋ねしますが、県事業と連動した広域路線バスの運行とありますが、

その具体的な内容についてお伺いをいたします。

私は、議員に当選して依頼、石岡地方斎場組合議員として石岡地方斎場建設問題にかかわってきました。質疑や調査等によって、この斎場建設の問題点を明らかにしてまいりました。私は、現斎場内での建てかえを主張してまいりましたが、組合管理者及び議会はこれを拒否し、石岡市染谷中島山の5万8,000平米もの広大な土地を買収して、移転建設を強行して、今現在進めております。私は、3市の市民有志とともに監査請求を提出し、建設費差止請求住民訴訟を継続しておりますが、一方宮嶋氏が斎場移転建設の見直しを掲げて当市の市長に当選、情勢に大きな変化が生まれました。市長は、副管理者の立場から直ちに見直しの申し入れを行いました。久保田管理者・石岡市長はこれに応じず、問題の多い土地の買収を強行、建設規模内容も見直そうとはしませんでした。そこで市長は新たな提案、市単独の火葬施設をつくることとしたわけであり。その提案によって事態が変わり、昨年12月12日の建設縮小について合意がなされたわけであり。宮嶋市長の粘り強い交渉態度は、評価されるべきところであり。

しかし、石岡地方斎場建設の3市合意について正式な合意文書が交わされていないということがわかりました。この点について、なぜ正式な文書を取り交わさなかったのか、また新聞等報道機関に発表した具体的な内容、火葬炉の基数、そして待合室等の数値的な担保はされているのか伺います。

3、健やか・安心・思いやりのまちづくりについて伺います。

市民の健康増進を図ることも市政の重要な施策の1つであります。市民が健康で生き生きと生活することは、結果的には医療や介護の負担増を抑制することにも通じます。

健康増進について、平成24年度は市内各スポーツ施設の管理の充実を図ると施政方針にありました。管理の充実とは何でしょうか。そのほかに支援策はあるのかお伺いをいたします。

私は、保育所民営化については反対の立場であります。その理由は、今国が推進しようとしている子ども・子育て新システム構想は、公的保育制度の解体をねらい、保育における公的役割を放棄することになっているからであります。これは、税と社会保障の一体改革と通じておりまして、一体となっております。

方針には、公立保育所の民営化を具体的に推進するとありますが、市長は保育所の民営化は当然視する立場でしょうか。お伺いをいたします。

子どもを持つ世帯の負担の軽減の観点から、私立幼稚園就園児の保護者への助成拡充とありますが、これは増額を意味するのでしょうか。お尋ねをいたします。

4、豊かな学びと創造のまちづくりについて、学区審議会が1月20日、小中学校の統廃合の具体的な答申を教育委員会に提出いたしました。私は、県教育委員会の方針である1学年2学級の考え方には反対の立場であります。教育は行政改革にはなじみません。財政の観点のみで統廃合を考えることは問題であります。今、廃校の対象になった学校の保護者や地域住民からは不安の声が出されております。私の情報では、七会小学校や新治小学校では統合に反対する声が多数を超えていると聞きます。私は、住民が主人公という考えから出発して、その地域の住民の話し合いを促進し、意見を十分に反映させること、決して拙速な結論を出さないことが重要だと思います。

そこで質問です。

施政方針では、小中学校の統廃合に向けた具体的な計画を策定する上で、保護者及び地域住民の方々との合意形成を図るとしてしておりますが、その一方で美並小学校だけを対象に耐震補強や大規模改修工事を年次的に推進するとしております。このことは、統廃合を前提にしているのではないのでしょうか。答弁を求めます。

子どもの貧困という現代の経済情勢が、子育てや教育に大変な困難をもたらしています。加えて、格差社会が子どもたちの荒れにつながっているのではないかと私は考えます。

今年度予算に新たに学校生活相談員を配置するとしていますが、相談員を設けることには反対はいたしません、学校側からの要望があったのか、お伺いをいたします。

3つ目に、市民学芸員との連携について伺います。地域文化や貴重な文化財を後世に伝承することは重要であります。施政方針にうたう市民学芸員との連携とは具体的に何を言うのでしょうか。予算化はされているのか伺います。

5、活力ある産業を育てるまちづくりについてお伺いをいたします。

原発事故の放射能汚染で、イノシシから多量のセシウムが検出されたこともあって、食用にできないとして捕獲が進んでいないことが問題となっております。

イノシシ等の有害鳥獣対策について、施政方針ではわな免許取得講習費等助成による資格者の確保とありますが、これもよい政策ではありますが、常陸太田市では確保したイノシシに1頭当たり1万円から1万5,000円を助成し、効果が上がっているようであります。この助成について伺います。

当市は、広大で豊かな土地を持っており、農業が基幹産業であります。

ところが、施政方針では農業については生産調整については述べていますが、農業の振興や耕作放棄地の対策については言及がありませんでした。どのような具体策を考えているのか伺います。

6、みんなでつくる連帯と協働のまちづくりについて、住民が主人公という考えが行政の基本であります。そのためには、地域コミュニティ活動が欠かせません。その拠点としての地域集会施設について4カ所を改修整備するとしていますが、その対象となっている地域はどこでしょうか。また、これは継続事業となっているのかお伺いをいたします。

行政運営の中で特に財政運営における効率的・効果的かつ開かれた行政を目指すとあります。

その1つに、公募型補助金制度の新たな導入を上げておりますが、その内容についてお伺いをいたします。

最後に行政運営について、新規採用の見送りによる支障が生じないよう民間委託などへの転換を図るとしてありますが、市長は行政サービスを公的サービスから民間任せとするような考え方があるようであります。具体的には、どのような部門を民間に委託すると考えているのかお伺いをいたします。

以上、質問といたします。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

## ○市長（宮嶋光昭君）

おはようございます。

佐藤議員のご質問にお答えいたします。

1点目、1番、社会保障と税の一体改革につきましてお答えいたします。

少子高齢化が加速する中では、社会保障制度の財源確保が危惧されます。社会保障制度を支える基礎自治体の首長といたしましては、必要財源として消費税の増税や全世代対応型の社会制度への移行は待たなしの状況と認識しております。

1点目、2番、2月27日付議長からの庁舎問題に対する申入書にかかわる見解につきましてお答えいたします。

ご承知のとおり、庁舎建設につきましてはどのようなケースで建てかえるにしても多額の経費を要することから、当然議会や市民の皆様のご意見を踏まえ、進めていくことが基本と考えております。このような中、議会の皆様から検討委員会への参加を再考するとの申し入れがあったことは大変残念なことと受けとめております。しかし、庁舎建設は重要な事業であり、今後とも議会との連携は欠かせないものと考えますので、ご理解をお願いするものであります。さらに、議会からの申し入れに対しましてアンケートをとれとの申し入れがございましたので、それは来週月曜日にアンケートの準備に入る予定になっております。

2点目、1番、公共施設の一体化の必要性につきましてお答えいたします。

防災上の喫緊の課題として、水道配水系統の接続による給水の安定性向上と防災行政無線の整備による情報伝達基盤の確保、さらには両地区を連絡する幹線道路の必要性などを意図しているものであります。

2点目、2番、上水道事業にかかわる関係機関等は何を指すのかにつきましてお答えいたします。

3月11日の東日本大震災を受け、防災機能充実のため、霞ヶ浦浄水場と下稲吉第2浄水場を連結管で結ぶ工事を考えております。県道牛渡馬場山土浦線を通り、JR常磐線角来踏切下を推進工事により配管することになりますので、関係機関である土浦土木事務所、JR東日本との連携協議が必要となります。また、霞ヶ浦から千代田地区へ安定的に送水するには、県中央広域水道用水供給事業と連携を図る必要があります。

2点目、3番、住宅用火災警報器の普及、支援について、現状とその支援内容につきましてお答えいたします。

住宅用火災警報器の普及率は、平成23年6月時点の推計で全国平均が71.1%、茨城県が54.9%となっております。本市は42.5%で、県内26消防本部で24番目となっております。平成24年度から設置率を上げるため、消防団員の協力のもと住宅用火災報知機の設置手当てを予算化し、警報器の設置推進を図りながら火災による被害軽減に努めてまいります。

2点目、4番、公共交通の充実について、県事業と連動した広域路線バスの運行内容につきましてお答えいたします。

これまでこの路線につきましては、土浦駅シャトルバスとして運行しており、利用者も多かったことから24年度につきましても運行内容を見直し、継続するよう進めていたところです。そのような中、昨年10月に茨城県において緊急雇用施策を活用し、路線バスの活性化のモデルケース

として玉造駅から本市を通過し、土浦駅に至る広域路線バス運行の提案があり、関連市や市の地域公共交通会議で検討した結果、県と共同で行うことになったものであります。運行内容につきましては、玉造駅から土浦駅までを1日5往復の路線バスの運行を行うものです。

2点目、5番、石岡地方斎場建設にかかわる火葬炉基数などの数値的な担保につきましてお答えいたします。

昨年の12月12日に石岡地方斎場組合において正副管理者会議が開催され、構成3市の首長による斎場建設の協議が行われ、合意に至りました。また、火葬炉基数など数値的な担保はされるかとのことでありますが、この協議に当たっては斎場建設負担金試算をもとに協議した内容でございます。試算では、火葬炉6基、待合室2室削除、式場等を石岡市及び小美玉市で建設、設計の一部見直しの内容でございます。

3点目、1番、スポーツ施設の管理の充実につきましてお答えいたします。

今まで体育施設の野球場やテニスコート等の管理を職員が行い、年2回程度であります。シルバー人材センターに一部草刈りを委託していましたが、24年度からは管理の一括委託をすることにしております。具体的には体育施設、特にグラウンドのメンテナンスや受付業務を合わせて委託することで、利用環境を向上させるものであります。

次に、健康増進にかかわる支援策についてお答えいたします。

病気の重症化や進行を抑える上でも早期発見や早期治療が重要で、検診率の向上を目指すとともに結果説明会、運動教室、特定保健指導などを充実させたいと考えております。

3点目、2番、保育所の民営化につきましてお答えいたします。

公立保育所の民営化につきましては、国の動向、市の状況を踏まえ、市民が安心して保育を受けられるよう、よりよい保育環境の向上を図るものです。

3点目、3番、私立幼稚園就園児の保護者への助成拡充につきましてお答えいたします。

これまで本市は、私立幼稚園に就園させる保護者の負担軽減を図るため、4歳児及び5歳児に対し月額1,000円の助成を行っております。就園先は、市内にある2つの私立幼稚園のほか、土浦市を初め近隣の私立幼稚園に就園している場合も該当しますが、本市から近隣市の私立幼稚園に就園させている保護者にあっては、同じ幼稚園に就園しているにもかかわらず、近隣市との助成額や助成対象に差があり、何かとご意見をいただいているところです。そのため、助成額と助成対象を是正したもので、月額助成単価を1,000円から3,000円に引き上げ、また助成対象に3歳児を加えたものであります。

4点目、1番、美並小学校だけを対象に工事を推進することは統廃合を前提にしているのではないかとにつきましてお答えいたします。

このたび、小学校施設耐震促進事業に計上させていただきました美並小学校の校舎並びに屋内運動場は、既に行った耐震診断の結果により耐震補強が必要とされております。つきましては、耐震化の促進を図る準備として今年度に設計委託費を計上させていただいております。学校の統廃合を進めていくためには、議員のご指摘のとおり保護者を初め地域の皆様のご意見を拝聴し、整備計画を作成していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

4点目、2番、学校生活相談員につきましてお答えいたします。

各学校において、児童生徒の授業離脱などの指導面においてさまざまな課題を掲げている状況

にあり、状況によっては学校要望により児童生徒の指導のための複数の教員の加配を受けて問題解消に取り組んでいるところですが、解消に導くためには先生方の負担と時間が必要とされております。このような中で、教育委員会が先生以外に専門的な知識や経験を有する方に専任的に対応していただき、問題解決に当たっていただくことが効果的と判断したことなどを踏まえ、配置をすることにいたしました。

4点目、3番、市民学芸員との連携につきましてお答えいたします。

市民学芸員につきましては、平成24年度において具体的な予算措置はしておりませんが、市民学芸員の活動を今後とも支援してまいります。

5点目、1番、捕獲したイノシシへの助成につきましてお答えいたします。

福島第一原発事故の影響により、イノシシから放射性物質が検出されたことから、狩猟者が減っていることに伴い、本市では、猟期中に有害鳥獣捕獲を委託事業として実施するなど、対策を講じているところです。24年度についても春の繁殖期や秋の収穫期の有害鳥獣捕獲委託事業に加え、被害に遭ったときに臨時的に行う有害鳥獣捕獲委託事業の予算を計上しております。また、狩猟、猟期中は、常陸太田市と同様に1頭当たり1万円の報奨金の助成制度を設けるなど、農作物への被害拡大を防ぐため対策を講じていきたいと考えております。

5点目、2番、耕作放棄地対策につきましてお答えいたします。

国の施策で、平成23年10月25日付で食と農林漁業の再生のための基本方針行動計画が発表されました。この方針は、7つの戦略ごとの取り組み方針から構成されており、この戦略の1つとして地域農業マスタープランの策定が示されております。将来の農業に対する人と農地の問題を解決するため、今後2年間程度で全国すべての市町村でプランを策定することになっており、具体的な農業振興に対応してまいりたいと考えております。

また、耕作放棄地の対策ですが、農業委員会で耕作放棄地と認められた農地につきましては耕作放棄地再生利用緊急対策事業、国県市の補助事業であります。これを実施いたしまして耕作放棄地を農地に戻し耕作するという事業で個別に対応しているところであります。

6点目、1番、4カ所の集会施設の改修整備につきましてお答えいたします。

集会施設の改修整備につきましては、市の地域集会施設整備費補助金交付規定に基づくもの2カ所と、米軍等の再編に係る補助金交付要綱に基づくもの2カ所の計4カ所ということで、いずれも新規の事業で施工者の行政区に対して補助を予定しております。

6点目、2番、公募型補助金制度につきましてお答えいたします。

補助金については、昨年度来、補助金等審議会に補助金の適正化について諮問し、ヒアリングを含めた審査に基づき答申をいただいております。この中で、補助金公募の仕組みの導入とともに既存の補助金の交付基準、手続を明確化し、評価・審査する仕組み。さらに、審査機関としての第三者機関の設置が提言されております。この補助制度については、公募型補助金や提案型補助金などと称されており、近隣ではつくば市のアイラブつくば補助金があります。本市の補助金等審議会答申の中で、平成25年度までに新しい補助金制度を確立するよう要請されているところですので、各方面のご意見を十分に拝聴しながら導入を検討してまいりたいと考えております。

6点目、3番、民間への委託の考え方につきましてお答えいたします。

新規採用の見送りによる職員数の減少に伴う対応としましては、緊急の業務や臨時的業務は臨

時職員や時間外勤務等で対応し、また一般行政処分につきましても施設管理等で業務委託が可能な業務につきましては、極力民間に委託を進めることとしております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

では、順次再質問いたします。

税と社会保障の一体改革なんですけれども、消費税を10%にするというふうな中身がついて回っているわけなんです。市長に私がお尋ねしたのは、健全財政化の取り組みであるというふうに頭文字をつけているんですよ。だから、税と社会保障の一体改革は財政健全化の取り組みだというふうに認識しているのかということに対して、それはお答えがないんですよ。それについてお答え願えますか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

政府の税と社会保障の一体改革のことだと思うんですが、それは政府としてはもちろん社会保障の年金医療関係の、あるいは高齢者対策に対する、あるいは全世代対応型の社会、いわゆる若い人に対する福祉の拡充などを踏まえて、今後どんどん拡大していく行政需要に対応する、そういった財政対策と、それに対応して同時に健全財政化を図っていくと、そういう考えでやっているわけですね。

私も、もちろんそういうことでありますが、そういう中で、給料は関係なかったですかね、今の質問では。もし関係あれば、私はそういう中で官民格差というのも大きな問題でありますから、それを是正しながら財源確保を行っていくということも大事だろうと思っております。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

基本的な考え方について、税と社会保障の一体改革の問題で、余り質問してもしょうがないので1点だけ。消費税、これを連動しているわけですよ。14年には8%、15年には10%ということになっているんですけれども、今回の消費税増税、多くの人たちは無駄遣いを一方でやっておきながら、垂れ流しておきながら増税はおかしいというようなことなどなど、反対する声が世論では50%を超えているわけですよ。これについて、市長はどう思いますか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私は、消費税増税は必要であると考えております。これは、明確に必要であると思っておりますが、今、佐藤議員ご指摘のようにどこが無駄であるかということなんです。問題は、いわゆる税金の所得配分を変える。要するに年寄りから若い人へ、さらには官から民へという大きい流れをつくらないと、これと一体に税改革とか財政改革を考えないと私はだめだと思います。です

から、1つ1つ消費税を上げるとか、あるいは法人税を下げるとか、そういう1つ1つの問題も大事ですが、基本的な腰が座っていないと、こういう改革には立ち向かえないと思います。そういった意味で、私は消費税はちゃんと上げないとだめだと思っています。

しかし、その前提にはまず議員定数の削減であるとか、国家公務員が今度下がることになりませんが、そういったみずから身を削る決意がなければ、そんなものは国民に認められるはずがないのでありまして、それをやらないから消費税の値上げが、市民にアンケートとればなかなか上がらないという現状があると思います。まずはみずから身を切る覚悟がなければだめだと、そういうことです。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

はい、よくわかりました。かなり私の立場と大幅に違っているというのがわかりました。

それで、あと議長付についての問題については、今後とも議会と連携していくという考え方だというふうにおっしゃったと思います。私もそういう意味では議会とともに協働して、この庁舎問題に対応するということが必要だというふうに思います。

そういう点で、今後議会ときちっと前向きに話し合うと。その日程とか、そういうことについては詰めていきたいというふうに考えているのか、それを確認したいと思います。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

庁舎建設にかかわる今回アンケート調査、先ほどお話ししましたが5日から準備作業に入ります。もうアンケートの原案はできておりまして、きょう議会のほうにもお示しを、議長のほうにお示しをいたしましたけれども、今回とるアンケートはもちろん今の庁舎を解体するかどうかを判断するためのアンケートでありまして、今月中にそのアンケートの結果が出ると思います。全戸対象に1万6,000戸対象に、所要額が137万であります。実施の予定です。

この検討委員会については、先般、議会との話し合いで4月3日にやろうということで構成メンバーも18名ということで一たん決まっていたんですが、これを白紙に戻すという申し入れがございました。この検討委員会は、いわゆる本格的復旧をどうするかを検討する、その素案をつくるための委員会を意味しておりまして、これは私は議会も市民も交えて委員会で討議していったらいいのではないかと、そう思います。今回とるアンケートはそれとは別であるということをお知らせしております。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ぜひ、今18名まで具体化していますので、この検討委員会、これは素案をつくるということであって、ここで決定するわけじゃないですから、ぜひそういう立場で交渉というか、合意できるように努力をしていただきたいというふうに思います。

それと、関係機関との連携ということは、まず一体性というのは、施設の一体性については幹

線道路がなかったり、また上水道がああいう形でばらばらになっている。そういう施設の中身について特に言ったものであって、合併自体を言ったわけではないということですか。

[「そうです」と呼ぶ者あり]

**○8番（佐藤文雄君）**

それで、関係機関との連携というのは今言ったようにJR、あそこをやっぱり下をくぐる。それから、土木事務所がそれにまた関係する。そして、県の企業局についても述べていますが、県の企業局との協議というのは、どういう関係で関連するのちよっとお尋ねします。

**○議長（小座野定信君）**

市長 宮嶋光昭君。

**○市長（宮嶋光昭君）**

県の企業局との、いわゆる中央広域の水のエリアというのは、もともと霞ヶ浦地区へ供給するためのエリアということです。臨時的ならともかくも、それを永続的に千代田のほうへ流すとか、そういうこと、将来的には千代田のほうへ流さないと千代田の水が足りなくなってしまう。今回、災害関連で接続することになりました霞ヶ浦から千代田配水場への接続管を使って、将来的には千代田地区に不足する水を流す予定です。そのことは余り詳しく申し上げませんが、そういうことが継続的に行われるということになると、中央広域と相談しないことには流せませんので、水の横流しになってしまいますから、そういうことを意味しています。

そういうことで、あとちょっと気になったんですが、井戸を掘ればいいんじゃないかと。千代田地区足りないのに井戸掘ればいいんじゃないかという発想なんですが、これは法律で決まっております。いわゆる水道事務所が常時地下水からくみ上げる水道水の口径の合計、給水管の吸い上げ面積の合計、これが法律で決まっております。それを超す井戸水の吸い上げはできないんです。今回、中学校に掘るというのは、これはいわゆる適用外であるという考えで、いわゆる災害時の人事対策用だという基本的なスタンスで掘らせておりますので、カウントには入れておりませんが、それをカウントに入れると例えば霞ヶ浦地区なんかはもう掘れないことになってしまいます。そういうことですので、中央広域から水を千代田に流すということになります。そのための協議であると。余分な話になりましたが、そういうことです。

**○議長（小座野定信君）**

8番 佐藤文雄君。

**○8番（佐藤文雄君）**

余分な話でした。つけ加えると余分な話でしたので、私は別に小中学校の緊急用の井戸を、それを家庭用に回せといったことではないんですよ。きのう質問しましたように、地下水を今使っているんですよ、利用しているんですよ。それを無駄な開発によってああいう大型な公共施設としての水開発が結果的にはああいう破損をしてしまうということが問題だし、新たな水開発によって、今現在の地下水まで規制されて、それが水道料金の引き上げに通じるよと。だからその地下水は有効に活用して、身近なこの千代田なり霞ヶ浦地区で吸い上げているこの地下水を絶対に離してはならないよということの私の主張でございます。よく理解していただきたい。

それから、住宅の火災警報器なんですけれども、こんなに低いというのは私わからなかったんですけれども、これは実態調査して42%というのがわかったわけでしょうか。それとあわせて、

今後この取り付けをする上に当たって、やっぱり今本当に緊急ですよ。きのうもかなり強い地震がありました。そういう点では、かなりみんな本当不安になっていると思いますので、火災警報器は本当に欠かせないのではないかなと思いますので、特になかなかつけにくいという、そういう家庭、特に独居の方あたりにきちっとした対策をしていかなきゃいけないと思いますが、具体的に何か考えていらっしゃるか、市長のわかっている範囲でよろしいです。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

従来、消防署のほうでは火災報知機が実際設置率が低いというは調査によるものです。この事態を消防署から私報告受けまして、消防署の予防課で今まで対応していたわけです。随分PR等も広報やなんかでやってはおります。

しかし、なかなか普及が進まないということで、消防団にお願いしたらどうかということ消防長と相談しまして、藤井団長きょう見えておりませんが、藤井団長にもお話をしましたところ、いや消防団でも心配していたんだと。消防団のほうから協力したいということ申し入れようと思っていたやさきなんだということ言われまして、じゃ、うちのほうもそういうことを考えていて、来年予算化したいので団員の協力もお願いしたいということ話しましたところ、完全に考えが一致しまして予算化をしたものです。

ですから、これは設置を1個が2,500円とかそんなものだと思うんですが、これを消防団のほうで仕入れてもらって、消防団員の方が各家庭をお伺いして設置をお願いしていくと。高齢者世帯なんかではつけてくれてといわれるところもあると思うんですね。そういうところは消防団の人がつけてやってくれと。消防団の人はそれボランティアになってしまいますので、1個につき500円だったり1,000円だったか、その設置費用、いわゆる手間みたいなものを消防団には、手間にはなりません、少しそういう設置補助を1個あたりつけようということで考えております。ちょっと幾らだっけ……。

[「1個500円です」と呼ぶ者あり]

○市長（宮嶋光昭君）

1個500円でやるそうです。全部設置費用も込みでなのか、それは消防団にお任せしますが、とにかく1個500円の設置拡大費をつけるということになります。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午前10時50分

---

再 開 午前10時58分

○議長（小座野定信君）

引き続きまして会議を開きます。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

何か誤解があったようですが、火災報知機については、1世帯当たりいわゆる補助奨励

金が500円、器具の代金はもちろんこれは当家でもっていただく。そういうことでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ですから、その分団なりそういうところでやった。そこに実績に基づいて助成をしていくよということですね。

斎場の問題なんですけれども、この前、情報公開で合意書なるものを見せていただいたんですけども、合意書というふうにはなっていないんです。これ、協議内容となっていて、式場のほうとかの問題とか、これについては3市の、附帯条件については石岡と小美玉の負担になるよというふうに書いてありまして、全体計画については1期と2期に分けますよというふうに書いて、金額が下がったよという内訳があるんですね。

でも、火葬炉の基数、7基プラス1基でしたよね。それを6基とすると。それから、待合室を6室を4室にするという具体的な数字が書いていないんです。私、議会がありましたので、議会の傍聴に行ったんです。そのときも久保田管理者が基数については、数については全く言わなかったんです。

そういう点が物すごく心配しているんです。なぜ、正式な合意文書というような形で、数字も1基についてはこういうふうな内容であるというふうなことを結ばなかったのかということをお尋ねしたんです。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

管理者会議で協議内容という文書があったんです。その協議内容に基づく3億9900万になって火葬基数が6基で、今、言ったように、いわゆる式場の部分は小美玉、石岡とやると。待合室等も減らす内容なんですけど、それが事前に3億9900万の細かい積算内容が示されておりまして、別な書類なんですけど、積算内容が示されております。そこで内容に合意しまして、もちろん将来的にまた増設すると、そのときは相談するというのも書いてあったと思います。それは第2期工事とするということを書いてあると思います。その時点で、第2期工事も含めて合意はしたんですが、私は、第2期工事は必要ないということを明確に話をしております。

それで、そういう合意した内容を、では文書でその場で取り交わさないとまずいので、会議の、今、佐藤議員がおっしゃった会議の協議書に3人でその場で署名したんです。その場で3人お互いに署名したんです。だからそれが合意書になっているわけです。

あと、それに反するような予算の計上であるとか、予算計上して管理者会議を通らなければもちろん議会にも上程はされませんし、ましてや第2期工事でやるなんていう話は、私は必要ないと言っていますから、仮に出してきても私は第2期工事には入らないと、かすみがうら市は入らないよということを言えばいいので、それ以上の文書化は必要ないというふうに私は判断して、文書の請求はしていないものです。そういう事情です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そうしますと、これは正式な形で数を書いていないものになってしまっているんですけども、こういう段階で例えば宮嶋市長がいなくなった場合は、玉虫色になる可能性があるということですね、そういう意味では、この数が。そういう点では、頑張りが反映はできるけれども、もし頑張る基礎がないと、これは本当の合意書にはならないというふうに思います。

今から改めて合意書を結ぶようにというふうに私は要請をしたいと思いますけれども、その点についてはどうですか。

もう要らないと言ったからいいか。いいです。やる必要ないと言っていますから。

それと、つけ加えて、私は負担金の分担について随分批判していたんです。どういうことかという、人口割合ではないから。特に、均等割を4割にしてしまって、これも物すごく批判したんです。そうしたらほかでもそうやっているんだといって、何かかすみがうらだけが物すごい負担なんです。実績については、かすみがうらが人口が16.8%なのに、負担が23.5でしょう。石岡なんかは50もあって43.5なんです。今度はどういうふうになったか、積算していますか、負担割合。されていないでしょう。確認していませんね。負担割合を言いますと、簡単に言うと、今度の負担割合が今、21億1229万5000円になったんです。そうすると、人口割合についての負担割合を私、計算しましたら、石岡は人口割合が50.2で負担割合が46なんです。小美玉は人口割合が32.9だったのが35.2になったんです。かすみがうらが人口割合が16.8だったのに、18.9なんです。まだ人口割合よりも高い負担だということがわかったんですけども、市長はここまでは計算はしていませんね。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私は、とにかく火葬場が使えて、火葬炉だけが使えて、総額で4億円以下ならやむを得ないだろうと、そういう極めてどんぶり勘定的なところがありますから、4億1円ではだめだよというようにそういう意味でありまして、負担割合を均等割と人口割の比率を変えろとか、それは話の中ではちょっと言ったことがあります。そこまでいくと、問題がよくよくごちゃごちゃになってしまいますので、負担割合については強くは主張しませんでした。

ですから、式場の部分をもたないということで、多少、16.8から18.9になったのはそういうところに原因があろうかと思いますが、どうしても火葬炉のほうが金額的に大きくなりますから、火葬炉部分のほうが全体の工事費の中では多い部分になります。

ですから、式場はトータルで3億ぐらいですから、ですから、どうしてもトータルで計算するとどんぶり勘定でやると、比率的には上がるというのはやむを得ないと思います。

それはもう覚悟の上でありまして、何度も申しますように、4億1円以下なら、4億円以下なら、4億円ならオーケーだと、そういうことで妥結したものであります。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

宮嶋市長の4億円という、そういう数字に相手が妥協して3億9900万と、どんぶり勘定だけ

ども何とかおっついたということでございますね。はい、わかりました。

次に、健康増進なんですけれども、支援策の件で高齢者の方の介護とかそういうことを考えてみますと、高齢者対策がかなり必要だと思うんです。そういう点での具体的なお考えは何かありますか、健康増進の件で。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

健康増進のほうで、特に新たに予算化したものは高齢者だけのあれで予算化したものはないと思います。

しかし私は、それはいわゆる医療費を圧縮するという観点からもいつも気にしておりまして、あじさい館の改造工事も自分が就任してすぐスポーツジムですか、ジム機械とか、いわゆる太極拳や何かできる部屋、スタジオについて、お年寄りがよく出入りする大広間、あるいはおふろのあたり、目につくところですね。あそこへ配置したというのは、やはりそういう意図があつてのものです。

この前もあそこへちょっと行ってみたら、今まで使っていなかったようなお年寄りの方がジム機械を使ったり、それから定期的な何かマットを使った、スタジオを使った講習会みたいなものが定期的に関われ始まったということを知っています。

こういったものをさらに推進して、いろいろなスポーツ団体がありますから、そういうところに指導をお願いして、お年寄りにそういった日常的に体を動かすことをやっていただけたらいいなという思いはあります。

そういうところで気持ちだけの貢献でまことに申しわけないんですが、お金はついておりません。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ということは、この管理の充実をかなり強調したと。特に職員が行っていた業務を、これをやめてまたシルバー人材センターにここに委託をしていたものについて全体的に一括管理方式にする。いわゆる今回の問題となったあじさい館のやり方に方向を転換するということがポイントというふうに私は考えますが、どうでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

そういったことも含めて民間活力を生かすということでとらえていただけたらよろしいかと思えます。その民間活力の中にはそういったスポーツ団体とか、そういうことも入っていると、そういうことでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

保育所の民営化については、当然だとする立場というふうには答えていませんでしたので、そういう点では国の動向を見るというふうに言われました。私はここで多く述べませんが、やはり保育の業務をきちっと公的に保証していくという立場でやっていかないと、本来の子育てには役に立たないということになりますので、そのことについては今後、文教厚生委員会の中でも詰めていきたいというふうに思います。

それと、耐震の補強の問題で、今、廃校の対象になっているようなところがあります。ここについては予算化はしないと。例えば、かなり耐震度が弱いという箇所はどうしているのか、その点についてはわかっている範囲でいいです。わかっている範囲でいいですから。

**○議長（小座野定信君）**

市長 宮嶋光昭君。

**○市長（宮嶋光昭君）**

まずは耐震の調査をやって美並小学校は必要だということで、今回、やるものでありますが、いわゆる統廃合と全然リンクしていないかという点、それはうそになりまして、やはり学区審議会の答申も出されましたし、それとリンクさせて耐震化は図っていくと。しかし、この学区審議会の結論は出ましたけれども、結論は出ても最終的には保護者の方々、地域の方々の同意が取れないと合意が形成されないと、それは進みませんので、どこまでも合意がとれないということになると、それはそれでまた別の対応も出てくるかなと思います。

しかし、美並小学校については、どんどん進めることについては全然問題がないと考えておりますので、美並小学校を進めるものでございます。

**○議長（小座野定信君）**

8番 佐藤文雄君。

**○8番（佐藤文雄君）**

学校生活相談委員についてなんですが、これは教育委員会が要請したと。学校のそれぞれのほうから要望があったわけではなくて、専門的な対応のためには必要だというのは、教育委員会から出たというように、ちょっと私、聞こえたんですけども、その点確認したいと思います。

**○議長（小座野定信君）**

教育長 菅澤庄治君。

**○教育長（菅澤庄治君）**

下稲吉中の現状を見ますと、私としては何とか支援をしなくてはならないと思っております。簡単に申し上げますと、1年生では1人、2年生では8人、3年生では13人、ここら辺がなかなか教員の指導に従わずに教室に入らない、廊下をうろついたり、体育館の後ろに行ったり、トイレに行ったりしてたばこを吸ったりすることが多くございます。

私も行って、たばこを吸っているところは見ませんでしたが、うろついているところは何回も見っております。

下中の先生方の動きは本当に涙が出るほど一生懸命やっております。自分の授業は一生懸命、もちろんやる。空き時間、本来ならば職員室に戻って一息つくところですが、職員室に戻ることもなく、廊下に待機して子どもたちの対応に当たっている。本当に休み時間もなくてやっているわけです。

ですが、なかなか校舎内、校庭全部を先生方で見回り切るといふわけにはいかないので、これは何とかほかの人を雇って助けられればよいなと思つて学校側にもどうだと言つたら、それはぜひお願いしたいといふことのでございましたので、こゝういふふうに予算化をさせていただきました。ご理解願ひたいと思ひます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

教育長がこゝういふ形で学校の実情をかんがみて、こゝういふ対策をとつたといふことの確認でよろしいですね。

それから、イノシシに対して1頭あたり1万円の助成をしているといふのを初めて聞いたんですけれども、これ、前回はやつていましたか。今年度予算化するんですか。ちよつとそれを確認します。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 吉藤 稔君。

○環境経済部長（吉藤 稔君）

ただいまのイノシシの対策でございますけれども、1頭あたり1万といふことで予算計上した内容ですけれども、これは新たに平成24年度予算から新規事業として取り入れました。

一応、予算額的には40頭ほど見込みまして、40万円の金額を計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

非常にいい施策かなといふふうに入ひます。

それと、コミュニティーの施設の4カ所なんですけれども、場所は地域はどこですか、と聞いたんですけれども、地域はどこでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

ただいまの質問でございますけれども、新年度、予定しておりますのは、すべて霞ヶ浦地区になりますけれども、集落名で松本、あと戸崎、後路・石田といふ集落があるんですが、そこと志戸崎でございます。

以上の4カ所です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

わかりました。

それから公募型補助金制度は検討するといふ段階ですね。予算化といふことではなくて、検討

する段階というふうに聞き取れましたが、それで確認よろしいでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

そういうことでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

以上で終わります。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時20分

---

再 開 午前11時27分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

次いで、発言を許します。

5番 古橋智樹君。

[5番 古橋智樹君登壇]

○5番（古橋智樹君）

平成24年かすみがうら市議会第1回定例会におきます施政方針に対しまして、通告に基づきまして質問をさせていただきたいと存じます。

まず、第1点目につきましては、序章の景気感について、お尋ねいたします。

ことが改めましての復興元年ということで、思い出しますこと、昨年の第1回定例会の施政方針の後、3.11の東日本大震災があったわけでございます。議会といたしましても、この未曾有の危機に際して、速やかな予算の措置という意味で、非常に前向きに前年度の当初予算におきましては、協力したわけでございます。

改めましてのこの復興元年におきまして、宮嶋市長がどのようにかすみがうら市を復旧から復興、そして成長させるかということで、次世代の子どもたちの将来にも大きくのしかかっているわけでございます。

幸いにしてかすみがうら市は東北3県や茨城県の県北地区に比べ、被害は小さかったものの、この施政方針にうたっているとおり、さまざまな課題はあります。今回の一般質問においても、私も震災の復興の対応について、幾つか質問させていただいております。今回においても少々重複する部分はございますけれども、ご答弁いただければと思います。

そしてこの景気感につきましては、かねがね市長が選挙前からこの日本の厳しい財政状況、さらにはそこに皆様もご承知おきのとおり、円高不況、さらには我々の経済の状況においても非常に厳しいデフレがおきているわけでございます。

私はそういう状況において、非常にこの施政方針のプラス志向がこれから立ち向かう復興に向けては非常に楽観し過ぎているのではないかというふうにお伺いするものであります。

施政方針の本文におきましては、景気が持ち直し、緩やかな形で景気が転じているという、こういったプラス志向で導入される施政方針に私はもっと切実にまだまだかすみがうら市にとっては成長するためにはいろいろな基盤を整えなければならないという強い意志を持って、このような楽観する言葉はなく、まだまだ厳しく立ち向かうべきだなというふうに申し上げたいと存じます。

そういったことでこのプラス志向について、まずお尋ねいたします。

続きまして、序章の復旧・復興の対応について、お尋ねいたします。

施政方針の4段目にありますが、市長がご自身の評価として、私は間髪入れずに復旧・復興の対応に力を注いでまいりました、という自己評価でございます。市役所内におきましても、職員の皆様は自己評価ということでされているわけでございます。そういったことからすると、非常に市長のこの自己評価、いかがなものでしょうか。

私は先ほど申し上げましたとおり、もっと、仮に成果があったとしても厳しく、自己に対して厳しく向き合うことが必要ではないでしょうか。その先は申さなくてもこの先、私が申したいことはよくお察しただけだと思いますので、この、間髪を入れずに対応してきたという評価について、お尋ねいたします。

続きまして、同じく序章の5段目に入ります。地域産業等における震災からの着実な復興に力を注いでまいりる所存ということについて、お尋ねしたいと存じます。

今回のさまざまな事業計画の中を見ましても、特段の地域産業に対しての現存の企業に対して目新しく訴えられている内容は私からは見受けられませんでした。この後段の活力ある産業を育てるまちづくりについて目を通しましても、市内からの企業誘致とか、余りこの法人税・固定資産税を納めている個人事業者、法人事業者に対して何か特段の事業を計画されているという印象はないものでございます。改めてこの着実な復興に力を注いでまいりるという点をご答弁いただきたいと思っております。

続きまして、各章についてお尋ねをさせていただきます。

健やか、安心、思いやりのまちづくりについて、第2章の内容についてお尋ねいたします。

この中におきまして、スポット的に申し上げますと、不妊治療ということで助成を拡大とございますけれども、どのような拡大なのか、ご答弁いただきたいと思っております。

さらには先ほど佐藤議員の質疑においてございましたけれども、スポーツ施設の管理の充実ということで、市長の答弁においては、民間委託といった内容のみでございましたので、それ以外にスポーツ施設の管理の充実ということでご答弁いただいていないことがございましたら、お願い申し上げます。

さらには、私立幼稚園就園児の保護者への助成を拡充ということでございます。これにつきまして、これまで金額を当市として理由があって設けていたと思っておりますけれども、それをあえてここで拡充することにつきまして、ご答弁をいただきたいと存じます。

続きまして、第4章の活力ある産業を育てるまちづくりについてお尋ねいたします。

この中におきまして、先ほど序章の関連で申し上げたことと重複いたしますが、この施政方針

の中に本市の固定資産税特例、さらには女性優遇措置ということで言葉が出ておりますが、この中身について、事業の紹介と説明等含めてご答弁をいただければと存じます。

最後に第5章のみんなで作る連携と協働のまちづくりについて、質問させていただきます。

その中で、固定化、聖域化の見られた各種補助金を市民目線で見直してまいりました、ということで、施政方針の説明がございましたけれども、この件につきまして、今後のことしの、今年度の計画も含めて、実績なども織りまぜてご答弁いただければと思います。

そして、市民目線でニーズの高い事業への振りかえてまいったということでございますが、そのニーズがどのような、これまでの感触で今年度はどのように取り組まれるのか、ご答弁をいただきたいと存じます。

そして最後に、行政改革におきまして、民間委託転換ということで、文言を掲げられておりますけれども、このことについて、説明としてご答弁をいただければと存じます。

第1回目の質問を以上で終わります。

#### ○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

#### ○市長（宮嶋光昭君）

古橋議員の質問にお答えいたします。

1点目、序章の景気感につきましてお答えいたします。

景気を持ち直し等につきましては、国から発表されている経済判断等を単純に踏まえたものでございます。震災後における国の第3次、第4次の補正予算の実効の効果も出てくるものと想定されているところであることから述べたものであります。

2点目、序章の復興・復旧の対応につきまして、お答えいたします。

震災後、復旧予算にかかわる専決処分や補正により道路や学校施設等の公共施設の復旧を行うとともに、市民の方々の防災上での安心の確保として、防災倉庫の設置や、非常食等の確保等に努めてきたところでございます。

3点目、序章の地域産業等における震災からの着実な復興の力につきまして、お答えいたします。

近年の経済不況に追い打ちをかけるがごとく、東日本大震災や放射能に起因する風評被害によって、本市の産業は被害をこうむっております。復興に向けたバックアップとしては、市内業者の請負を前提とする住宅リフォーム補助や市内中小企業に対する自治金融制度による融資制度や利子補給を継続するとともに、事業所等を新・増設する場合においては県と連携して税の優遇制度を期間延長してまいります。

4点目、健やか、安心、思いやりのまちづくりにつきましてお答えいたします。

最初に不妊治療費の助成については、従来の1回3万円、年2回、通算4回の助成を24年度より1回5万円、年2回、通算10回に拡充し、対象者の負担軽減に配慮するものです。

また、スポーツ施設の管理の充実及び私立幼稚園就園助成につきましては、佐藤議員にお答えしたとおりでございます。

5点目、固定資産税特例助成優遇措置につきましてお答えいたします。

これらの制度はいずれも企業の生産活動の活発化を誘導するとともに、市内在住者の雇用促進に寄与するものであります。平成21年度から本年度までの3年間を期間とする制度でございましたが、一定の成果が出ているとともに、震災後の地域産業の復興支援の観点からもさらなる企業活動の支援と地域の活性化を図るためには必要であることから期間を延長してまいります。

6点目、各種補助金の市民目線見直し、ニーズの高い事業への振りかえにつきましてお答えいたします。

補助金見直しの経過については、佐藤議員にお答えしたように、市の補助金等審議会に諮問し、審議をお願いしてまいりました。6名の委員におかれましては、昨年度5回、本年度も10回に及び審議をいただきました。内容的にも長時間にわたり担当課からのヒアリングを実施するなど、大変お骨折りをかけました。このような審議に基づきいただいた答申がまさに市民目線の見直しの指針であると考えております。

本年度予算については、答申内容を予算に反映させる中で削減を図った補助金がある一方、不妊治療費補助金や私立幼稚園保護者助成金など若い世代への支援拡充を図った補助金がございます。さらに申し上げれば補助金にとどまらず、社会保障の充実による市民の福祉向上とあわせ、学校耐震化の推進など、安全・安心な市民生活の確保、道路整備や神立駅周辺整備など、地域の復興に向けた社会資本整備の着実な推進に向けた貴重な財源ということになるかと思っております。

次に、行革での民間委託転換につきましては、先ほど佐藤議員にお答えしたとおりでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

お諮りいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認めます。

再開は午後1時30分からといたします。

休 憩 午前 1 1 時 4 4 分

---

再 開 午後 1 時 2 9 分

(正副議長交代)

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本日は午後から議長が体調不良との理由により欠席の届けが出ておりますので、ただいまから私が議長の職を務めさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

それでは施政方針の再質問をさせていただきます。

まずこの施政方針にかかわりまして、いろいろ事業計画を組まれた際に、総合計画に基づいた形があると思うんですが、今、総合計画の後期基本計画のほう、策定されていたかと思うんですが、これが本策定ということで決めたのかどうか、私は全然存じていないんですけれども、一応審議会のメンバーなんですけれども、正式にももちろんお決まりになったんですか、ちょっとこれをお尋ねしたいと存じます。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

あと印刷するだけみたいで、決まっております。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

それではもう後期基本計画は正式に決定されたということで、もちろんその内容につきましては、市長が随時確認されて、中身のほうの整合もこの施政方針や今後の事業計画ということで、あわせてあるかと存じます。

もちろん、その総合計画に基づかないイレギュラーな形もいろいろ市長のほうで政策的に生まれてくることもあるのかなとは感じますが、原則はこの後期基本計画に基づいてこの施政方針があるというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

基本的にはそういうことでございます。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

それでは了解しました。

それではまず1点目の序章の景気感ということで、国の景気の答申のほうですか、それに基づいて引用しただけだということのご答弁だったんですけれども、本来であればこのかすみがうら市の財政力を見れば、そんな簡単にその緩やかな景気感、向上していることに乗るようなまだまだレベルに至っていないわけです。そのあたりをやはり地域の現状、この言葉としてあらわすべきだったのではないかなと思うんですけれども、本当にこれはただ国の発表を引用しただけということで、この施政方針が導入されたということで解釈してよろしいのでしょうか。確認いたします。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

改めて読んでも財政健全化の取り組みである社会保障と税の一体改革の動向が国内外に大きな影響を与えることから、国民生活においては先の見通せない状況になっていると、まさにそうい

うことでありまして、また、欧州政府債務危機の顕在化や歴史的な円高による世界経済の減速により総じて緩やかなものになっていると。結局これは緩やかなものになっているというのは、景気が持ち直しに転じたものの、ですよ。ものの、総じて緩やかなものになっているという意味合いです。

だから別にこれはそんな深い意味はないと思います。今の経済状況を淡々と述べたものにすぎません。

**○副議長（中根光男君）**

5番 古橋智樹君。

**○5番（古橋智樹君）**

そういたしますと、市長がこれまで選挙来、訴えられてきたことと、かなり相反しているような印象なんです。我々自治体は、税の流れからでも末端をよく見るべきだというふうに、私は考えておるんですけれども、都道府県クラスがそういった形で大ざっぱに見ても、私は間違いでもないんですけれども、私どもの市のレベルが余り簡単にこの景気の中、緩やかな流れで上昇しているんだということで、一般の市民よりも、特に事業者の皆さんにその言葉が伝わって、納得がいくとは、私は到底思えません。

そういうことで、ここでこれ以上申し上げても、市長は施政方針の言葉どおり以上の何も考えはお持ちでないようなので、ぜひ市長が今までこれまで選挙来、訴えられてきた厳しい財政状況というのをやはり柱として考えていただいて、いろいろ政策的なことをお考えいただいたほうがよろしいかなと思います。

そういう中で、職員の給与も特例で下げるということで、今回上程されておりますけれども、この緩やかな形であれば特段に人勸以外の分は下げる必要ないのかなというふうに私は申し上げたい。

続いて、その次の復旧・復興の対応について、間髪入れずに対応してきたということで、これまでの議会、この定例会に限らず、前回、前々回、いろいろ対応が遅いのではないかとということで、我々議会からいろいろ厳しい質問あったかと思うんです。それにもかかわらず間髪入れずに対応してきたという高評価を、自己評価をすることが私には日本人のわび・さびからするとちょっと逸しているなというふうに思うんですけれども、これは、原案は事務局がおつくりになって市長が草案のときから書いているのではないと思いますので、ここを突っ込んでも、いや、やはり違うよというような、先ほどの答弁と同じように、お答えが返ってくると思いますので、特段要りませんけれども、やはりこれも先ほどと同じように、もっとこの復興元年として低姿勢でまだまだ市民の皆さんの安心・安全なまちづくりをつくるためには我々もまだ勉強不足なんだということ。何とかそういう状況ですけれどもご理解くださいというふうに私は訴えるべきだったなと思います。

それから3つ目の地域産業等における震災からの着実な復興に力ということで、1回目のご答弁のほうは、その後段で、各章で説明していることの答弁に終始しておりましたけれども、やはりこの着実な復興の力という言葉が述べられるのであれば、地元の中小企業にもやはり具体的な事業をご用意すべきだったというふうに申し上げます。

大企業だってそれなりにご苦労されていますし、皆様のほうでご承知のとおり、電器の大型メ

一カーがあればだけの損失を、赤字の発表をしているわけですから、そういった中でも事業者というのは従業員として、雇用を守る、これは必死なんです。その必死というのは、大中小かかわらずどこも必死なんです。そういうことを踏まえれば、かすみがうら市はやはり中小企業もたくさんいらっしゃるって特段、大企業からの仕事をたくさんいただいているという構図はありませんから、税の流れも大きいところを入れても地元の各中小企業に流れるという形がないんです。

ですから、そういうことで、中小企業にも着実な事業計画をご用意いただきかったということで申し上げた次第でございます。

それで4点目の健やか、安心、思いやりのまちづくりについて、一つずつお尋ねさせていただきたいと思います。

まず、不妊治療ということですが、これは予算の幅をふやしていただけということでしょうか。確認の意味になるんですが、私、文教厚生委員会の委員長ですけれども、参考までにご答弁お願いします。

**○副議長（中根光男君）**

市長 宮嶋光昭君。

**○市長（宮嶋光昭君）**

まず一番最初の文章の読み方なんです、何かどうもかみ合わないなと思ったら、文章の読み方が違っているのではないかなと思うんです。景気の持ち直しに転じたものの、総じて緩やかなものとなっています、ですから、景気は、政府指標によれば幾らか震災復興で伸びて幾らか持ち直しに転じた。持ち直しに転じたけれども、こういう持ち直しではなくて、欧州債務危機や円高、いろいろなものがあって、こうはいかないで緩やかに転じてきているというのは、緩やかになってしまっているよということ。こうではなくて、こうなんですよということですよ。

だから、緩やかに上昇していますということを強調しているのではないので、だから、文章の読み方が全然違ってしまっている。何かかみ合わないなと思ったんです。それを一言申し上げておきます。

それから、これ、文章の日本語の読み方なので、単純なものですから、そういう意味ですから、これは、日本語解説をさせていただきました。

あと、最後の不妊治療のことなんです、それは回数と単価を引き上げた、そういうことでございます。

**○副議長（中根光男君）**

5番 古橋智樹君。

**○5番（古橋智樹君）**

私も答弁いただかなくて結構ですと言ったのに、答弁があると、もう一度、私も言いたくなるんですけれども、復興景気ということで、我が市は全然恩恵がないわけですよ。

〔「そうじゃないでしょう」と呼ぶ者あり〕

**○5番（古橋智樹君）**

それはさておいて、復興特需ということで、宮城中心に景気感がいいということで、地元の話もありますけれども、我が市にとっては、茨城も被災地ですけれども、そういった特段の景気感は地元にはないと思います。

復旧費用で6億、7億、かけていますから、それを仕事として単純にビジネスとして考えれば、それでも特需を受けた方はいるかもしれませんが、やはり私が前から言ってきたとおり、それが単なる復旧ではなくて、それが復興となるようなことで、各事業を、復興計画をつくってぜひやってくれということ saying it.

そうすれば地域の皆さんにも波及してその経済効果が及んでいくということで、申し上げたので、不妊治療の再質問のほうに戻りますけれども、私は1回目の答弁のときにこれもいわゆる市民目線の一つとして、こういうものに予算をシフトしているんだというご答弁ありましたけれども、実際、この不妊治療、私も少々どういうシステムかというのを存じていまして、このこと自体は大変すばらしいことです。

しかしながら、大きい市、近隣ですとつくばとか、土浦はちょっと存じていないんですが、そういう規模になると実施していないんです。なぜかという、大きい都市で人口もどんどん入ってきていますから、そういうことで、不妊治療のこの補助事業自体はいいことだけれども、かなりの負担になる形もありますし、十分、今、社会保障のほうも手厚くやっている国初め、都道府県、市町村もやっておりますから、そういう中で言葉、余り適切でないかもしれませんが、相殺しているということです。

ですから、我が市の規模だから何とか対応できるということですが、私は、今、子ども手当とかほかの社会保障施策が充実しつつありますから、ちょっと中途半端なやり方だと思います。

実際、これが市民目線だとおっしゃるかもしれませんが、これは県の指定する病院、県内の病院で治療したのに関してパートナーで当市も補助しますよという形になっているはずですが。

ですから仮にもっと有名な不妊治療のできる都内とか、もっと遠いところに行った場合には該当にならないんです。こういったところはやはり自信を持って市民目線とおっしゃったかもしれませんが、市民目線ではないので、ご指摘はさせていただきます。

それから、スポーツ施設の管理の充実ということで、先ほどは佐藤議員にお答えしたとおりだけということです。先ほどそんな余談をしたら、先輩から、議員のマナーだから我々だってそう答えるしかないのご指導をいただいたんですけれども、それは余談としまして、今回はもう、この施設管理の予算は倍以上になっていると私はちょっとお調べしているんですけれども、民間委託の予算、これまで特段に事故もなく、ずっともう当市になってから運用してきたんですけれども、特段の問題はなかった。少々のは、指摘事項はあったかもしれませんが、総合評価としては合格点だった。

それがあえて民間委託、これは後になるんですが、スポーツ管理、これがいわゆる民間委託の対象だと思うんですけれども、予算を倍増させてまでこのスポーツ施設の管理・充実をされるかということを確認したいんです。

**○副議長（中根光男君）**

市長 宮嶋光昭君。

**○市長（宮嶋光昭君）**

まず不妊治療のほうですが、不妊治療に関しては何か古橋議員が言っているのは、何かつじつまが合っていないと思うんですが、私は、いわゆる子どもをふやす政策、これは今の日本にとっ

てはもう絶対必要だと思うんです。その日本の子どもをふやす政策を、ではかすみがうら市で一手に引き受けるなんてことはできるはずがないので、少しでも幼稚園であるとか、保育所であるとか、不妊治療であるとか、できることをやっているわけです。

子どもをふやさなかったら税金を払う人、どんどん減っていくんですから、これは減速経済、このまま認めてしまうことになります。今、1億2500万、1億3000万いる人間が8000万になったら、需要が減るんだから減速経済に入っていくわけです。それを阻止する、いわゆるフランス型の子どもがふえていく、人口がふえていく政策に変えないととんでもないことになりますよね。だって、今、肩車になってしまうよと言っているわけだから。今は2人で1人、3人で1人と、支えているお年寄りを今度は肩車で1人で1人を支えるわけです。そんなことはできるはずがないんですよ。今のサービスを同じように続けられるはずがないんです。それをどうしたら続けるか。今の若い人、今から生まれてくる若い子どもたちも含めて、その人たちが、自分たちが年寄りになったときに同じサービスが受けられるようにするには、どんどん減少するその人口をとめなくてはならないんです。だから、かすみがうら市ができることは何でもやりますよと、これは一手に引き受けるわけにはいかないですが、やれることだったら何でもやるというのが中学生の医療費の無料化もそうだし、基本的にはそういうことなんです。

私らの年代は高度成長期に稼いでいますから、年金も一応もらう権利は相当確保しているわけです。でも、その年金を払ってくれている人は若い人が払っているわけです。古橋議員たちの年金は今度、さらにその若い人が支えるわけだから、だれがどう考えたって、支える人をふやすことを考えるのが一番早いわけです。だから人口拡大策を今、政策は転換しなくてはならないわけだ。今までほうっておいたってよかったけれども、いよいよ減少社会になってきたわけですから、去年から。

それを私は言っているんです。それを日本の人口縮小をとめるなんてことは言いませんよ、そんなに大きいことは。でも、少なくともそういう考えのもとに子育て支援策はあるんだと。だから、やれることは何でもやるんだよということなんです。そこをきちんと考えておいていただきたいと思います。

そういうことが必要だから、つくばではやっていないかもしれないけれども、あるいは県外に、何か県外の病院にかかったときも出せとさっき言いましたよね。でもつくば市はやっていないからこっちはいいんじゃないかというような話もしましたよね。何かつじつまが合わないと思うんだけど。そうではなくて、県外の病院に行ったときにどうかというのはちょっと私もわからないので、後で答弁させますが、とにかく今までよりは基準を上げてやっているということです。

それとスポーツ施設についてなんですが、これは今までが合格ではないんです。不合格なんですよ、今までのスポーツ施設。例えば、何回も言っていますけれども、常陸野公園の自動販売機の周りにコーラの缶、コーヒーの缶、がらがら吹っ飛び回っている。もうあふれている。それを受け付けの人がいても、全然知らんぷり。それから、全然、年に1回も草刈りをやっていないようなところがテニスコートの周りにもあるし、そんな管理ではだめなので、きちんとした一括責任を持った管理をやってもらいましょうよと。それは今まではスポーツ振興課の職員がやっていたわけです。けれどもスポーツ振興課の職員は課長を入れて四、五名ですから、幾ら頑張ったって、芝刈り機に乗ったって、間に合わないわけですよ。しかも人件費も高いわけですから。

だからそれを民間に委託すると同時に、例えば草刈り回数、芝刈り回数を今まで、スポーツ振興課の職員が1回、2回しかやっていなかったことを、あるいはシルバーが1回か2回しかやっていない、年間ですよ。やっていないことを芝刈りをでは5回やりましょう、10回やりましょうと、見積もりは12回ということで取ったんですが、そんなに予算、一気に使えないから、では3分の2ぐらいでいいだろうとか、そういうあんばいはしていますが、それだって完璧にはならないですけども、そういうことで予算もアップします。予算はもちろんアップします。だけれども、いわゆるスポーツ施設の管理については、今までとは全然、格段に違う管理が私は今度の予算を認めてもらえればできると思います。

これは間違いなくできると思います。それは、これでサービスが落ちるなんていうことはない。同レベルではだめなんですから、今まで以上にはるかによくすることを目指して予算を策定しているわけでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

まず不妊治療のことについて、再度申し上げたいんですけれども、まず外の県外の病院で治療してもそれは、まだ茨城県が補助の対象としていないんです、県内の病院でないと。ですから、私としては、市民目線ということで、本当によく考えれば、不妊治療もそれは素晴らしいことなんですけれども、もっと見るべきところがあるのではないかという視点から言っているんです。

市長が言っている少子化を少しでも歯どめることに貢献できればというのも、それも別に間違いと言っていないです、正しいですよ。それをわからない人が世の中にいるわけじゃないです。

今、この日本が復興しなければならないところでは、その不妊治療も、それもいいんですけれども、もっと雇用とか皆さんの給与の形とかをもっと安定した形に戻さなければならないんです。

ですから、私はほかでも企業の施策とか、そういったものを訴えているんです。何といったって、どこの家庭でどういう家族構成であったって、給料を得て仕事するということが一番の保証ですよ。

そういう観点から、私は、拡大することも含めて、もうちょっと市民目線というのは子どものいない家庭にとっては大変つらいことなんですけれども、それだけではなくて、子どものいない、あきらめた家庭もあれば、子どもの巣立った家庭もあって、そういうところ、どこにも共通するということがやはり仕事と安定した給与、それがまず私は最優先すべきまちづくりの視点だという点で訴えているんです。

それで、不妊治療のほうは、これは医療費控除で認められるわけですから、所得税のほうから還付されるわけなんです。補助を受けてしまうと、その分は還付なしになってしまうんです。ですから、ちょっと事務的には無駄なところが出てしまうんです。そういうことを申し上げたいです。

子どもがやはりたくさん欲しいというのは、これは別に私がここで語らなくとも、市長が語らなくても、だれもわかっていることです。子どもをやはりたくさん持つためには、もっと皆さんがいい給料をもらえるような生きがいのある仕事をできることが、子どもがもっとたくさん生まれる環境に資するわけです。ですから、市長が市民の目線で先頭を切って幾つか掲げたこの一つ

にするというには、私は切り口が違うと思いますということで、申し上げただけです。

それから、スポーツ施設の管理ですけれども、立派な運動公園の管理にしたいという、市長の思いもわかりますよ。しかし、実際、そのスポーツの施設、我々の税金で運用しているわけですが、使用料は特段に照明の電気代とか、特殊な設備を使う場合で、あとは基本的には無料で使っているわけです。そこに、倍以上の予算、最終的に見積もり合わせをして1.5倍ぐらいになったとしても、それでもそんなに50%も増すようなことが、市長がこれまで行財政改革で訴えられてきたことと相反するのではないですかということで、申し上げているんです。

続いて、5番目の活力ある産業を育てるまちづくりということで、再質問いたしますけれども、再度、お尋ねしますけれども、この固定資産税特例というのは、企業誘致に絡んだだけの形ですよ。それをお尋ねします。

**○副議長（中根光男君）**

市長 宮嶋光昭君。

**○市長（宮嶋光昭君）**

まず企業政策ですが、もちろんこれは企業政策も大事でありますし、私はそれに対して軽んじていることはありません。それはそれで今回の優遇税制あるいは、今、言った固定資産税も減免措置については引き続き延長するというので、今年度で条例の期限が切れてしまいますから、それを延長するというのでやっているわけです。そういうことは続けると。

さらにはいろいろな企業へのヒアリング等も怠らずやっています。いろいろな民間企業からの申し入れもあります。ちょっと具体的なことを申せば、長年、日立から要望があったらしいんですが、ずっとほうっておかれたと。私になりまして、これを取り上げまして、それは神立駅のJR貨物の敷地、それを買い上げて、歩道にすると、そういう考えです。これを日立が長いこと言ってきたらしいんですが、今まで取り上げてもらえなかったと。今度、それを土浦市と協議しまして、来年度、新年度ですね、24年度に設計費を組むと。買い上げと設計費を組むという段取りもしております。これは日立は相当の人数を抱える企業でありますから、こういったことも今回取り上げて、一部事務組合ですが、原資は土浦市とかすみがうら市の金でやっているわけですから、それも24年度は取り上げるということでもあります。

さらには、これも土浦市とかすみがうら市の両方が絡んでくるんですが、カスミの下請とか、カスミの子会社みたいなどころなんですが、お弁当やサンドイッチをつくっている会社がございます。入江工営のわきなんですけど、あそこに長年これも水たまりが、大雨が降ると水はけが悪くて困っていたと。工業団地の中です。困っていたということで、それも私、ずっと就任以来、企業訪問を時々やっていますから、何か困ったことがありますかということで、そういう中で出てきた話なんですけど、これも今まで言っていたんだけど、なかなか取り上げてもらえないんだということで、話を伺いました。

それを早速担当課を通じて、土浦と協議をしました。これも、土浦市側も快く応じてくれました。簡単な管の調査、排水管の調査をやりました。排水管にはほぼ異常がないだろうということで、とりあえず排水がもっといい条件になるように土浦市側でとりあえず排水がよくなる工事を来年度やるということになりました。

それで様子を見て、それでも足りなければまたいろいろな方法を考えようということでそうい

った企業の一つ一つの、そのほかいろいろな細かい話もありますが、そういったことにはきめ細かに対応して、予算が必要なものは予算をつけますが、幸い、今言った、カスミのあれについては、かすみがうら市側の予算は伴わない。当面は伴わないということでありました。だから24年度予算にはそれは入っていません。土浦のほうで対応してくれるということになりました。

ちょっと、では訂正させていただきます。

今言った、日立の線路の買い上げ、さらには設計費については、私、24年度にと考えていたんですが、25年度から設計に入るということです。これ、ちょっと後でまた確認してお答えします。

そういった企業政策というのは、これ大事でありまして、市内に今、現に入っている会社、いろいろな会社の個別の相談でも何でも軽んじない。真剣に取り組むと、そういう姿勢で私は取り組んでおります。

さらに、スポーツ施設の件であります。その前に、あれがありました。企業政策と、要するに子育て支援策も大事だけれども、子育てする給料は企業が出しているんだから、企業政策が大事だという話ですよね。だから、どっちが大事というのではなくて、どっちも大事なんです。どっちも大事なので、そっちは企業政策も軽んじていないというお話をしたんです。どっちも大事なんです。

あと、スポーツ施設のことですが、スポーツ施設はもちろん、そういうことで、見かけの予算は大分上がっています。スポーツ施設、それから生涯学習施設なんかも含めると、管理費は相当金額的に上がっていると思います。

しかし、今まで隠れていた整備費があるんです。それは職員給与なんです。今まで職員が対応していた分がすごく多いんです。来年は、24年は、人事配置、ある程度できていますから、どこの課を何人減らす。スポーツ振興課が来年はなくなります。生涯学習課と一緒に、スポーツ振興課と生涯学習課で、多分、今、10名ぐらいいると思うんですが、10名か11名いると思うんですが、来年は六、七名になります。4名ぐらい減ります。これは、両方で、4名分減るということは3200万、職員人件費で3200万がそこで減るわけです。職員は減らしていますから、どんどん減っていますから、そういうところで職員を圧縮していきます。その3200万は、浮いたということは直接は出てこないんですが、その分をいわゆる管理費に回っていると考えていただいたらいいと思います。

ですから管理費全体としてももちろん内容が全然今までは芝刈り2回だったのが芝刈り5回、7回となりますから、内容が違ってきますから、高上がりにはなっていますが、職員が要らなくなった分、それは差し引いて考えていただかないと、本当の精査にはならないと思います。そういうことです。

#### ○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

#### ○5番（古橋智樹君）

企業を訪問した話、貴重な話を聞かせていただきましたけれども、日立グループさん、大変な地域貢献、雇用に限らず、いただいておりますけれども、私がかねがね神立駅前に関しての質問では、工場の開設以来、歩道のないところを大勢の通勤者、歩いていたという、その実態は言っていたんですけれども、これはやはり税金を一番受けている国の次

として、茨城県がやはりそこに絡まないと私はバランスがとれないのかなと思うので、隣で聞いていた石川副市長さんもそういう折があったらぜひ法人2税を茨城県としてたくさん日立グループさんにはお世話になっているわけですから、そういう点をうまく市長のためにも仕事として役立てていただければと思う次第です。

それから、企業の固定資産税に関しては、特段、大きい事業だけだということで、今年度は大体やられる。中小企業に対しては、自治金融ということで、前回の質問でも十分補助しているということで、確かに利子補給は当市が予算、出しているかもしれませんが、今、これだけ景気がやはり震災の影響で悪くて、やはり借り入れしている事業も多数あると思います。

昨年の3月、4月は大変な状態で全然収入も上がらないということで、事業者の皆さんもご苦労されている。そういった中で、自治金融が十分カバーしているんだということかもしれませんが、実際、信用保証協会も融資をする段階で、100%全部出していない実態があるんです。融資する半分はいわゆるプロパーというものです、プロパーに半分出させるとか、常陽さんだったり、筑波さんだったり、各信用金庫さんだったりということなんですけれども、結局、銀行さん、信用金庫さんも、今のところ、日銀のゼロ金利政策、延長してもらっていますから、何とかうまくこれまで続いていますけれども、実際、我々末端の中小企業のほうに私としてはなかなか融資を、役所が言うから、はい、わかりましたというにはやっていないという、こういう実態が私はあると思いますから、そこを本当に市長も元事業者のお1人ですから、改めてそういうものが実態があるのかどうか、よくご確認をする機会をいただければというふうに今年度の施政方針の中に関して申し上げておきます。

最後のみんなでつくる連携と協働のまちづくりということで、補助金審議会、さらには事業仕分けということで、市民目線で全部やったというようなことなんです、本当に全部、すべて、100%、各審議会、事業仕分けの委員の皆さんにはご確認いただいたんですか。私が想像するに、ある程度選別はこちらの執行部のほうで、役所のほうでこれを見てくださいますということで、100ある事業のうちからある程度絞り込んで見ていただいたのかなということで、私は全部見ていないと思うんですが、これを確認したいんですが、よろしく願いいたします。

**○副議長（中根光男君）**

市長 宮嶋光昭君。

**○市長（宮嶋光昭君）**

補助金審議会の運営の仕方ですが、まず全補助金を提示しまして、その補助金の中からいわゆる制度的なもの、義務的なもの、国から自動的に流れてくるものとか、要するにこっちの裁量で減らしたって意味がないもの、そういうものはまず除きます。100ちょっとぐらい、100前後の補助金になって、それを補助金審議会の委員さんに投票してもらいました。

まず何事業を対象にするかということ、まず審議会の委員さんに決めてもらうんです。23年度は多分40事業前後やったと思うんですが、40補助金ぐらいを。その40やろうということ、まず審議会の委員さんで決めます。そうしたら、何をやるかという対象補助金を、何を審議するかということについては、各委員さんが次回の審議会のときまでに、郵送だったか、何か希望で選んでもらうんです。各委員さん持ち分を10とか15の投票数を決めて、そうすると6人ですから、仮に15ずつにすると90、90票が集まるわけです。例えばA補助金には5票、B補助金には3票、C

補助金にはゼロ票といった場合は、票数の多いところから審議していきます。票数の多いところから、最初決めた40補助金を決めます。

それを今度、審議会が6回なら6回を均等に割って行って、一つ一つ審議していきます。審議結果、私が今度、答申で受けるわけです。受けた答申を全部、そのとおりというわけにもいきませんから、今度、こっちで識別していきます。明確に幾ら下げろとか幾ら上げろというもの、あるいは全廃、ゼロにしろというものもありますし、それはそのままゼロにするというもので完全に元と同じ金額を入れたものもあります、実際に。ゼロにすると補助金審議会がゼロと査定があっても、私、全額復活したものもあります。それは、これはゼロにすると、ほかの自治体も絡んでくるのでまずいというようなことで、復活したのもあるし、そういうふうな選択の仕方をしています。

ですから、そういう意味で補助金審議会の委員さんは市民代表の方ですし、そこへなるべくこっち側の行政側の意図は、審議の中には入らないようになっています。

ただ、審議結果が上がってきて、答申に上がってきた段階で、今度、こっちがあんばいすると。だから最終的な結果については、執行者である私が責任を持つということでもあります。そういう仕組みになっています。

#### ○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

#### ○5番（古橋智樹君）

私は、いずれそのシステムがどのような周りの評価があったとしても、最終的に我々議会の中からこの補助金はこうあるべきではないかという、それぞれ意見はあるわけで、例えばその1つで商工会の補助金も今回、減額されているというふうに聞いています。

先ほど来言っている地域の経済活性については、やはりこれは切っても切れない関係ですよ。それを市民評価か、市長の評価かわかりませんが、切る前にやはり逆にこの仕事をやってくれということのほうが私は先だと思うんです。もっとこの地域経済が、この指標が地域の税収に結びつくように雇用をふやしてくれとか、設備投資を、融資枠をどこか取ってきてくれとか、そういうことでまだまだ仕事があるのに、補助金を減らしているというのは、私には合点のいかないところもあるわけです。

それで、この質問の中で、私がお伺いした行革での民間委託転換という1つが先ほど来質問させていただいていますスポーツ施設の管理の充実ということだと思うんですけども、これに関しては、シルバー人材センターが多数請け負っていた形が今度、市長が民間委託、全面的にやりたいというようなお考えでいると私は伺っております。

しかしながら、冒頭に申し上げた総合計画、さらには各部門の計画、地域福祉計画であったり、いきいき長寿プランであったりということで、地域福祉計画は今年度ですか、次年度ですか、また策定するという事なんですが、そういう中にも必ずといっていいほど、シルバー人材センターの支援を行っていきますとうたっているにもかかわらず、そうやって民間の委託をやると。その仕事を請け負うような会社が私は市内にあるのかちょっと想像がつきにくいんですけども、最終的にあじさい館のように外部の事業者さんが参入、役務の提供か何かでしようから、指名で入札を行って、いろいろ異論があるのではないかなと、このまま市長が押し切ったら、あるんで

はないかと思って、私は心配しているんです。

ですからそのあたりは、もっと慎重に相談して私は事業方針としてお決めになるべきだったなというふうに思う次第なんですけれども、幾ら総合計画ほか計画にシルバー人材センターの支援というのがあるとしても、それはそれとして民間委託ということを実行されてシルバー人材センターから仕事を実質取り上げてしまうということになるのでしょうか、をお尋ねいたします。

**○副議長（中根光男君）**

市長 宮嶋光昭君。

**○市長（宮嶋光昭君）**

商工会のことですが、これは2年間かけて2500万であった補助金を1500万に削減するというところで、昨年中にもうそういう方針は出ておりまして、シルバーのほうにも早々と伝えてあったわけです。

いろいろな改善策等もこっちからも言ったことがございますが、商工会の経営陣のほうでは、こっちの改善策等についてはどうも検討する余地がないみたいでありまして、それは、経営権は商工会のほうにありますので、経営権自体はこっちは侵すわけにはいきませんから、そういう経営決定については商工会独自にやっていただく。ただし、交付する交付金については、補助金についてはいわゆる同レベルの県内の商工会の標準的なものにしますよと、これは一気にはできないですから2年間かけてやりますよということをお願いをしてあったものでございます。

あと、シルバー人材センターについて、仕事をとり上げてしまうのではないかというお話でございますが、例えば今、あじさい館の話が出ましたが、あじさい館でシルバー人材センターでの昨年、働いていた人たちは、17人現場に働いていたそうであります。現在、そのうちの15名がやはり同じ形で、ただ、監督を受けるところが変わっただけで、15名の方が働いていると。2名は多分、どういう関係でおやめになったかわからないけれども、2名はおやめになったと。15名はいわゆるシルバーの元会員だったということであります。

ですから、お年寄りの生きがいという点では、2名分は多分、自然退職みたいな形になったのではないかと思います。ただ、シルバーの人の、先般、役員さんと事務方の人がほとんど全員来て、20名ぐらいで見えまして、そのとき私、話したんですが、いわゆる高齢者の生きがい対策とシルバー人材センターの、センターの事務局職員とか機関に対する補助金とは違うので、それは全然関係ないわけではありませんが、あくまでも主体はお年寄りです。お年寄りが生きがいを持ってもらうというのが高齢者対策ですから、どうもシルバー人材センターの経営陣とか役員さんが考えているのは、自分たちの仕事がなくなってしまうからと、いわゆる事務局の仕事がなくなってしまうとか、そういう観点で、どうも話されているんですね。

いわゆる生きがい対策を必要としているお年寄りがあるのシルバー事務局ですから、それがどうも事務局のためのシルバー人材センターになっているのではないかという印象を、話を聞いていると、そういう印象を持ってしまうんです。商工会も同じような感じなんです。商工会の組織がいわゆる、商工会の事務局組織を守るために補助金が必要なんだと、その運営がつかないんだと。会員さんの福利、商工会会員の福利とか、そういうのではないんです。実際、末端の会員さんの話を聞いてみると、余り関係ないんです。

そういうところを、大体、天下りの国家機関もそうですが、国民のためとってつくるわけで

すよね、天下りを派遣して。実際やっているのはその天下り機関の職員のためになってしまっているんです。そういうのが多いということで、天下り廃止とか何とかということになっているわけです。

そのミニ縮小版がシルバー人材センターであるとか、商工会の組織になっているのではないかと。それはやはりきちんと改めてもらいたい。かといってよその市町村の、かすみがうら市以外の茨城県内の上その市町村の商工会であるとか、シルバー人材センターの平均的な補助金を極端に下回るようなことはしていないです。当たり前、世間並みにはやっているんです。だから、世間並みな組織にしてもらいたいと、そういう中できちんとした商工会員対策、あるいは高齢者の生きがい対策をやってもらいたいと。

さらに今度、一括委託によって、シルバーの仕事がなくなってしまうと、そういう危惧をお持ちのようですが、それは配慮するつもりでおります。シルバー人材センターとしては指名願いを出していないそうなんです。私はそこ、よくわからなかったんですが、指名願いを出していないということで、だからそもそも入札に参加できないんだ、あるいは一般競争入札で参加できないんだ、ということでありますから、それはきちんといわゆる県の審査なんかいいから、かすみがうら市の担当課がこのシルバーが、この公民館なり、あるいはスポーツ施設の管理が現実的にできるかできないかを判断して、見積もりを徴して、五分にやってもらってもいいのではないかと言ったんです。

そういう中で、シルバーの人にもお話ししたんですが、民間会社は税金を払いながら仕事をしているわけです。シルバーは税金を払わないで仕事できるわけです。税金を払わないどころか補助金をもらってやっているわけですから、だから有利なわけです。同じ請け負うにしても。形態は今度、請負形態になりますから、同じ請け負うにしても有利な請負の仕方ができるわけですから、シルバーはそもそも有利に勝負できるわけですから、頑張ってくれよということで、この前、役員さん方がお見えになったときは励ましてお帰しました。

ですから、今度はそういうところでシルバーを排除する気はございません。ただ、特殊な業務が入っているような場合は、一括でもうやってしまいますから、一括でやるということがやはり大事なので、一括でないと相互融通もきかないし、作業間の相互融通もきかないし、いわゆる専門的な知識もありますし、専門的な技術もありますから、そういうことも網羅してやってもらうために民間も入れるということなんです。そういうことであります。

#### ○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

#### ○5番（古橋智樹君）

きょうは、予定としては、私に限らず、この後も施政方針の質問をされると伺っていますし、質疑のほうも同じようにあるわけでございますので、この後は私もできるだけ早く、私の質問を終わりたいと思いますので、簡明な答弁を重ねてお願いするところです。

そうしますと、シルバー人材センターの経営に横やりを入れないというような、商工会の経営に横やりを入れないとおっしゃいながらも事実は補助金を減らすという手段が、私はちょっと、市長がお選びになる手段としては私はいささか違うのではないかなと思う次第です。

総合計画等の計画にシルバー人材センターを支援するという、これは明確に書いてあるんです

けれども、これは遵守するというので、計画ではございますけれども、そういう意思があるのかどうか、一言でご答弁をお願いします。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今もお話したように、シルバーについては、例えば入札の参加については、特段の配慮をすると、そういったことで支援してまいりたいと思います。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

シルバー人材センター自体が社団法人、公益法人という立場でありながら、さらに特殊な法律で守られている形があります。もっと私はそういう点から配慮すべき方法がある。仕事をもっとまちづくりの管理をよくするというのであれば、もっと段階的に計画されるとか、それが市長の優しさだと私は思います。

一括発注は結構ですけども、やはり仕事をたくさん小分けに、こういう不景気ですから、分けることもこれは役所の仕事であろうと私は考えております。

それから、市長にいま一度そのシルバーのことで最後に確認しておきたいんですけども、これは特別委員会でもやっておりますけれども、市長は出席されませんので、シルバー人材センターの先ほど申し上げた資格なしに入札入れるという形ですけども、これがほかの参加される事業者に対してある意味、失礼にも値するのではないかなと思うんですけども、それをいま一度確認いたします。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

その件に関しては、法令違反をしてまで、いわゆるシルバーを特別扱いすることはできませんので、法の許せる範囲内で、あるいは市の単独の判断で法令を変えればできるというようなことであれば、そういうことも含めて有利にやっていきたいと思っております。どうしてもできないものであればこれはやむを得ません。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

どうしてもできないのであれば、市長が責任を持ってそのフォローをとっていただきたいという事を申し上げます。

それから通告していないことで若干、お時間をいただくんですけども、下稲吉中学校に学校生活相談委員を、佐藤議員からも質問ありましたけれども、設けるということですけども、既に子どもたちはもういろいろ13歳、14歳、15歳に至るまでにいろいろな境遇を経て今の状態がありますから、そこを、警察OBの方が仮に来たところで、悪いことをとめることはできるかもしれませんが、それ以上のことをどこまで仕事をこれができるのかというのが、私は不安な

んです。

本当に子どもたちを根本からいい方向に少しでもお手伝いしたいというのであれば、小学校に配置すべきですね。そういう警察のOBではなくて、もっと子どもの情操教育として感受性が大きい年のときからやらないと意味がないのかなと私は思う次第です。それを申し上げておきます。

それから下稲吉中学校の先般、私はこれは指摘しておきます。下稲吉中学校の名前を具体的に荒れる学校として、名前をお出しになりました。これは私は市長としての配慮が足りない。私は、その荒れる学校があるんだということまででとどめて、具体的に学校の名前まで出すことないんです。実際、下稲吉中学校の評判は市内でも落ちています。それを助長するような、増長するような市長が記者会見、ちょっと私は、ちょっとどころではないです。配慮がもう全然欠けている。今後はそういうことがないように気をつけていただきたい。

それから放射線の指定を受けていないのかという、これまで一般質問を含めて論議ありましたが、これはお尋ねしますけれども、もし放射線の指定となった場合、例えば牛肉の取引先からストップを食らうとか、そういうことがあり得るんですか、お尋ねいたします。

#### ○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

#### ○市長（宮嶋光昭君）

下稲吉中学校については確かに、まず一つ、小学校が問題ではないかと。議員おっしゃるように、中学校へ行ったときはもう手遅れなんです、実際。それは小学生の3、4年生のときに芽があると。小学生3、4年生のときは、先生で抑えられるので、抑えてしまうらしいんです。ところがそれを教育的な話になりますが、私が言うことかどうかわからないんだけど、そのときにうまくその話を、その不満、3、4年生のときにその子どもが持つ不満をうまく吸収してあげられれば、その後、そういう問題を残さないみたいなんだけど、そのときに抑えてしまうとそれが中学校へ行って爆発すると、そういう構図になっているみたいです。

そういう意味からもやはり小学校に、今おっしゃったように必要なカウンセラーとか、そういう先生を配置する、そういうためにもやはり統合というのは必要で、限られた先生方を厚く配分する。今の状態ではもうばらばら、あっちの学校もこっちの学校もということですから、どうしても薄くなってしまいますので、だからそういうことが統廃合というのもやはり絡んでくると思います。充実した教育ということで。

あと、地域指定、これについてはまた一論あります。この地域指定、けさか何かの新聞にも載っていますが、地域指定を受けたことによって、除染しますね。補助金は出ませんよ。積極的に除染します。除染した土を1カ所に集める。持っていき場がなくなってしまうですよ、だってだれもこんな1カ所に集めたら、はい、うちのわきに置いていいですよ、なんて言う人はいないですから。

だから、うちのほうはそれほど必要がないのに、あえて集中的に1カ所へ集める必要はないと思います。どうしても必要なところは高いところ、ホットスポット的な高いところだけ集めて人がいないようなところへ小規模、小規模できめ細かく対応することのほうが今は、今の我がかすみがうら市にとっては大事だと思うんです。この、いわゆる全体的に0.23を下回っている状況

なんですから、それが大事だと。ホットスポットは重点的にやるにしても。そういう考えです。

下手に大がかりにやるとふん詰まりになってしまいます。それを集めた土は国の責任だから、どこか探してくれと言ったって、今、国が責任を持てますか。どうせ、そんな、国が責任を持つはずがないんです。だからすべて自己責任でやっているという、最終的には自己責任になってしまう。自己責任でやるということになれば、結局は自分らでできるだけ細かく細かく、その場所場所で、個人個人で、あるいは施設施設で対応していったほうが、私はいいと思います。

もう一つ、牛肉の問題ですが、けさもそのことで農林水産課にちょっと聞かせたんですが、今、茨城県内の牧草はほとんど、今度4月1日から食べさせてはだめだというような話になりそうなんです。けさ、聞いた話なんですが、うちの場長から聞いた話。茨城県の牧草が食べさせてだめだということになったら、これはみんなほかから牧草を買ってきて食べさせて全部、東電に請求すればいい話ですね。でも、現実的にそんなことを出しているほうが、問題だとは言いません、私は。こういう立場ですから、問題だとは言いませんが、そうやって拡大することが果たして本当にならしているのかと。

政府の、農水省のお達しは、いや、牛肉に関係あるから言っている。政府のお達しは、自粛してくださいと、食べさせることについては自粛してくださいということなんです。自粛してくださいということは、要するに政府が責任逃れをやっているだけなんです。自粛してくださいと言われたのは、例えばうちの牧場で自粛しないで食べさせた場合は、あとは自己責任ですよということですから、その牛が、出荷の時に100ベクレルの牛肉になったらあとはそれは売れないのはあなたの責任ですよという、責任逃れを政府がやっているだけだと私は思うんです。

ですから、それは自分で判断して、この牧草を自分で食べさせてもいいのかどうかは自分で判断してやればいいと思います。

放射線の地域指定を受けなかったのは、自分の牧場の利益を考えてか。そんな小さいことは。そうではないのですか。

○副議長（中根光男君）

ちょっと忠告申し上げます。質問に対して、簡潔に答弁をお願いします。

○市長（宮嶋光昭君）

地域指定を受けなかった理由は、自分の牛肉の風評被害を恐れたか、ということなのでしょう。

[「肉相場に」と呼ぶ者あり]

○市長（宮嶋光昭君）

肉相場にはもうとっくに影響があります。とっくに影響があつて、もう東電に対する請求だって、うちだけでもうん千万単位になっています。でもまだ出ていません。それで終わります。

だから、そういうのは東電にきちんと請求しますから、それはそれでいいんです。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

それでは最後に要望だけ。本来、田谷議員みたいに、施政方針で褒めるべきところも欲しいところなんですけれども、ぜひ地域防災計画見直しということで、消防の広域化と整合性の可能性をぜひ探って、いろいろ庁舎を位置するとか、今の千代田消防署のあり方を考えると、いろいろ

る意見がありますけれども、そういう点も含めてぜひ地域防災計画、単なるコンサルにぼんと預けてそれでできたのを、ああ、いいだろうではなくて、それは地域総合福祉計画もそうです。市長は常々、仕事そんなにないと役所の中で言っているんですから、そういうことを委託せずに本当はやってもらいたいところなんです、委託しても委託しなくても、最終的には市民のためにいい計画をつくっていただきたいということをお願いして、私の施政方針の質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

**○副議長（中根光男君）**

5番 古橋智樹君の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩時間は5分といたします。

休 憩 午後 2時43分

---

再 開 午後 2時51分

**○副議長（中根光男君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で通告による質疑は終了いたしました。

その他の質疑はございませんでしょうか。

14番 栗山千勝君。

[14番 栗山千勝君登壇]

**○14番（栗山千勝君）**

若干お伺いしたいと思います。

市長答弁はすばらしい答弁で、私みたいな頭の衰えている者は太刀打ちできません。きのうもそのとおりだなんてチャラ入れられて、光栄に存ずるところでございます。

初めに、石岡斎場の関係なんですが、この問題で立派な副市長さんがおいでになって、この問題を解決するためにかすみがうら市に来たんだというふうなことで、話を聞いております。本年度予算に1億1000万計上してあるわけです。いろいろ協議した内容を見ますれば、現設計を基本とするというふうなことで、全体計画を1期、2期に分け、2期目については改めて協議するというふうなことで、一番最後に正しい契約額、または設計変更による事業費及び負担金額の変更があり得ると、本当に玉虫色のような協議で、取りとめのないような文言で書いてあるわけですが、1億1000万予算化しているわけで、負担金も全部決まっているわけで、どこをどのようにするのか、具体的に図面等で説明願えれば幸いです。

次に、佐藤議員のご質問におかれまして、霞ヶ浦地区から千代田のほうに送水管の問題について、いろいろ市長答弁されましたが、継続的に流すことに問題があるんだと。流すときにはいろいろな問題をクリアしなければならないというふうな答弁に私は聞いておりますが、継続的に流すことではないと。問題が起きたときに流すんだというふうにこれは理解していいのかなどか、お伺いしたいと思います。

次に、地域防災計画、抜本的に見直してまいります。これは、大変結構なことです。この件に

については答弁願わなくても結構なんですけど、けさ早く担当にいろいろ聞きにいったところ、災害が起きてから今日までただの1回も防災計画の見直しについての協議をされていない。本当に市民の生命と財産を守る見地から、やるのが遅い、情けない。これは、答弁されなくても結構です。

次に、この施政方針の中で、これは毎回そうなんですけど、歳入面での市長の政策が全然入っていないですよ。これ一番大事なことなんです。歳出はだれでもできるんですよ。無駄・無理を削除することはだれでもできるんです。一番基本になるのは歳入面の政策が一番大事なことです。その点について、歳入面についてどういう考えを持っているか、お示し願いたいと思います。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

まず第1点目の斎場の図面を提示してくださいということでございますが、これは後ほど提示させていただきたいと思います。

あと、中央広域の水を継続的に千代田方面に流す話、先ほど言及しましたが、これにつきましては将来的に千代田地区に水不足が生じる可能性がございますので、それを踏まえてのお話でございます。

また、そういう状態になったときには、もちろん議会にもご相談申し上げたいと思っております。

また、歳入と歳出の関係でありますけど、入るほうを全然無頓着であれば、出るほうはできないわけでありまして、入るをはかって出るを制すということでもありますから、出るができていますから、当然それだけの歳入は確保されているわけでありまして、予算書を見ていただければ一目瞭然であろうかと思っております。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

水道の関係で、これ継続的に流すことではないと。工事はことしから始まるわけでしょう。予算化しているんだから。いつの段階でこれは流すのか、工事を完了したときに。その点についてはどうですか。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

中央広域の水、これはあくまでも災害用ということで接続するということで、まだ中央広域との話が煮詰まっております。ですから、中央広域と話が決めれば、打ち合わせができればいつでも相互融通はできるわけです。だから、自由にどっちの水を使ってもいいわけです。そういうことであります。

○副議長（中根光男君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

現段階で今年から予算化しているわけですから、当然ここで協議しなければならないわけですよ。いつの段階からそれができるのか、私一番心配するのはこれは継続的に流すことではないということなんですよね。そうすれば、緊急のときにバルブを開けて送り込む、そこに大きな水道法に基づく問題があるんですよ。それはどういうことかと、死に水といって、水が動かないでいけば大きな問題が発生するんですよ。それが私一番心配なの。並行して進んでいって、ただ、今送水管をつくりました。じゃ、県のほうの協議で了解が得られないといった場合には丸つきり金捨てちまうことになるんですよ。なぜ現段階で予算化する前にそういう協議ができないのか。その前から、私は向こうへ送れということは質問しているんですから。いかがでしょうか。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まさに施政方針で申し上げているとおり、継続的にいつでも流せる体制をもちろん前提にしているわけでありまして、そのために関係機関との協議が必要であると。その関係機関の中には中央広域が入っておりまして、企業局が入っておりまして、企業局との交渉は並行して進んでいるわけです。そういうことであります。

○副議長（中根光男君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

企業局と並行して協議を進めるというのは、今まで何回どのような協議をしたかお伺いしたいと思います。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私が直接企業局長に会ったときには、私のほうからはお願いをしております。こういうことについてはそれほど問題になることではないと思いますので、水を一応霞ヶ浦地区では完全に1,400トン確保しています。その水を千代田へ流すだけのことでですから、いわゆる1つの行政区内で流すだけのことでですから、ただ一応一言話をしないと勝手にやったらまずいことではないかと思っておりますので話をしているだけで、そのことについて企業局長が、いやそんなことやられたら困るよなんていう話は全然出ておりませんので、それはご安心いただきたいと思います。

○副議長（中根光男君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

少なくとも送水するのであれば、死に水が出ないように。これは市民の生命にかかわる問題ですから、これ一番大事。それで今、市長、相互に送ると言っていたけれども、今までの話だと相互に水を送るというのはできないんですよ。優秀な市長さんだから答弁もきちんと考えてやっ

てください。

それから斎場問題、これだけのものができるんだから、議会にもきちんとした図面でここまでやりますよというのが私は当たり前だと思う。なぜそれができないのか。副市長はこの問題について解決しろと言って来たと言っているんですよ。そこまで突っ込んだ話しなければ、議会だってなかなか納得しない。私に言わせれば、市長は3億できるというんだからね、何で4億円以内なら出すって、1億損するんですよ。さらには、私に言わせればこの決め方、他人くたばれ我繁盛なんですよ。私ら斎場は入らないと、石岡と向こうで持ちなさいと。使うことだけは使わせてくださいと。真の市長の改革であれば、石岡と小美玉でどうでしょうと、この斎場に関しては民間でここへつくってもらったらどうかと。そうすれば国も県も助かる、市も助かる。私は、そういう配慮のもとに解決してもらいたかった。こういう解決はだれでもできる。市長の考えをお伺いします。

**○副議長（中根光男君）**

市長 宮嶋光昭君。

**○市長（宮嶋光昭君）**

だれでもできることが1年ちょっとかかったわけでありますが、だれでもできるんですよ。こんな簡単なことないんですから、単純に考えれば式場なんか要らないんで、他人くたばれじゃなくて私は石岡、小美玉にもよく考えたほうがいいんじゃないですかと言ったんですよ。石岡、小美玉も得するように。私は、こっちのかすみがうら市は得しますよ。でも石岡、小美玉も両方得するように話したんです。結果的には多少石岡、小美玉も削減になりましたから、両市で得を分け合ってもらいましたけれども、うちのほうがよりうんと得をしたという構図になったわけですね。でも、もっと得をしてもらうように随分言ったんだけど、なかなかわかってもらえないんだよね。本当に栗山さんが言うように簡単にわかることなんですよ。なんでこんなにかかったのかと、私は思うんです。3億ならいい、3億で単独でできるのに何で4億払ったんだと。いや私は4億という話にはならないんじゃないかと思って3億でつくることを計画していたら、少し今までの経過があるから1億ぐらいは今までの経過の分見るしかあるまいと、そういうことでなかなか難しいかなと思ったらガラガラガラとおりにてきてくれたので、そこでまとまっちゃったんですが、そういう経過でございます。

**○副議長（中根光男君）**

14番 栗山千勝君。

**○14番（栗山千勝君）**

市長、選挙中に私は4億までならいいよというふうな答弁ここでも何回もしてるんですよ。今の話聞けば、若干違いますよね。私は脳は足りんけれども、結構記憶しているところもあるんです。市長は一貫して3億でできるんだから3億でつくるんだと、場所も公表しない。できないことを3億でできると、まず100%できないですよ。今までの議会を見ますれば、本当に人の話を聞かない。思いやりも配慮もないんですよ。市民の目線で何も実行していない。本当に私、支援した1人として情けない。そういうことでは職員だってついてこない。今、2庁方式でやっているけれども、霞ヶ浦庁舎のほうへ入っていけば、朝行けば、職員はおはようございますとみんな言います。市長と副市長の部屋、黙って通ればほとんどおはようございますなんて言わない。一

番基本なんですよ。答弁は結構ですから。

以上。

○副議長（中根光男君）

その他、質疑はございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

これにて施政方針に対する質疑を終了いたします。

---

## 日程第 2 承認第 1 号及び議案第 2 号ないし議案第 3 3 号

○副議長（中根光男君）

日程第 2、承認第 1 号及び議案第 2 号ないし議案第 33 号までの 33 件を会議規則第 35 条の規定により一括議題といたします。

これより質疑を行います。

発言通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、5 番 古橋智樹君。

○5 番（古橋智樹君）

それでは、私の施政方針の時間を大変いただきましたので、できるだけ効率的に質疑をさせていただければと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

後は、委員会でも本来審議できるべき内容ですが、私としては視点として市長が行財政改革という一貫でいろいろ縮減、圧縮を図られておりますけれども、それがどのような形で市民に還元できるかという視点でお伺いしたいと思います。

質問の前に一言余談になりますが、近隣の市の予算も新聞報道でされてはおりますけれども、行方市さんとか税収が 30 億ですが、地方交付税は我々よりも数十億多い 50 億以上だったんでしょうか。そういう形で一般会計の総予算が 170 億も組んでいる。後は、同じような財政、税収入で小美玉市さんもありますけれども、当市よりもはるかに上の一般会計予算を組んでいる。ですから、市長の行財政改革いろいろ取り組んでいることが、そういったことで市民のために少ない税収を最大限に発揮できているのかどうかという点が私はつかみたいところであります。

まず、議案第 3 号の東日本大震災復興まちづくりの支援事業の基金の設置、管理条例についてお尋ねします。

これ再三申し上げていますが、復興計画なしにこの基金だけで防災無線等を実行されてよいのか。本当にそれが復興になるのか。実施要綱等設けないのかという点をお尋ねします。

続いて、第 4 号、墓地等の経営許可に関する条例の制定で、茨城県知事からの権限移譲かと存じますけれども、この中の各条項の中で幾つか市長が特別の理由があると認めるときはとございますけれども、これは知事の条例のほうを参考にしていると思います。そういった中で、知事が特別に理由があると認めるときはどのような実例があるのかということでお尋ねしますので、ご説明をお願いいたします。

また、この条例は市長が先般いろいろ時間を費やしていた単独火葬場ということになれば、該当するような条例かと考える次第でございますけれども、この条例の中に近隣住民等とあります

けれども、具体的に規則で半径何百メートル以内とかそういった設けがあるのかご説明をいただきたいと思います。

後は、今後これだけ少子高齢化ということが、人口ピラミッドが大きく昔の高度成長期とは異なりまして、形が変わっているわけでございます。そういうことで、いずれは今いろいろ老人介護の関係の費用出費が伴っていますけれども、こういった埋葬に関しても非常に核家族化も進んでおりまして、特に市街化においてはまだ墓地等をお持ちでないご家庭もあると思います。そういった中で、私は市がこの権限移譲を受けるからには責任を持って運用できるように願いたいところでありますので、お尋ねいたします。

続いて、議案第6号でございますけれども、特別職の非常勤の報酬の一部改正ということでございますけれども、関連のお尋ねになるんですが、いわゆる先ほどの市民目線という形で、全部の報酬、これが実際の労働に対してこの報酬でよろしいのかどうかというのを審議会等で十分検証されたのかという点をお答えいただければと存じます。

続いて、議案第7号、市税条例の一部改正の制定ですが、このたばこ税に関して実際市内でのたばこ購入者というのはコンビニエンスストアやホームセンター、スーパーなどで購入されている形が多いんですけれども、こういった形がちゃんと申告として当市のたばこ税の収入となっているのか確認をしたく、お伺いするところです。

続いて、9号、かすみがうら市産業活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置の一部改正条例とあわせて、14号も関連だと思っておりますので、企業立地促進条例の一部改正ですが、私、先ほど来申し上げているとおり、もっと延長するのであればもっと実用的なものを検証されたのかどうか、もう少しハードルを下げても各助成や減免の形は小さくなるけれども、多くの事業者の方に行きわたるように私はすべきと思っておりますけれども、そういった検証があったのかどうか、お尋ねいたします。

続きまして、議案第17号の庁舎基金の廃止の条例でございます。

こちらにつきましては、今後庁舎を解体して、さらにはどういうふうに分庁方式や統一庁舎でいくのか否か、今後検討するに当たってなぜゆえこれを廃止してしまうのか、いま一度お尋ねいたします。

続いて、19号の平成23年度の一般会計補正予算ですが、これは多く書いてございますけれども、私はこれからお尋ねすることのみで結構でございますので、ご答弁いただければと思います。

個人税、固定資産税、軽自動車税の増額の根拠を簡潔にご答弁いただければと思います。

それから、地方交付税ですけれども、普通と特別の割合の根拠を簡潔にお願い申し上げます。

それから、飛びまして労働の県補助金でございますけれども、本来これは緊急雇用の形だと思うんですが、しっかり700万残さずに、しっかり市内の方に給与、報酬、ギャラとしてちゃんと回るように使い切るべきだったのではないかなと思う次第なんですが、なぜゆえ減額補正されるのかお尋ねいたします。

それから、これはかねがね私がお尋ねしているんですが、財政調整基金と減債基金のほうゼロとされましたけれども、改めてこれのご説明をいただければと思います。

続きまして、飛びまして、繰越金が今の時期に2億5000万円ほど平成22年度の会計から繰り越されて今補正されるということなんですが、これは何の事業からかということをご説明をお願い

いします。

それから市債につきましては、漠然と市債だけを見れば年度末としては起債額が多いなという印象なんですけれども、私の所管の委員会以外の形について、金利償還年数等をご説明をいただければと思います。

続いて、公債費ですが、2100万円ほどの減は、これはどのような措置からかということでご説明をお願いいたします。

水道の25号は結構です。

26号につきましては、1点だけお尋ねします。

市税について、震災による影響額、それからさきの一般質問でお尋ねしたとおり、広報紙で出しております3年に一度の全国的な評価替え、これでどのくらいの影響があるのかお尋ねします。一応、施政方針にもありましたとおり、決算ベースで例年の形よりは金額が変わっているというのは存じておりますので、それ以外について。

また、この市税に関してこの金額の変動によりまして、地方交付税の増減にどのような影響があるのか、簡明にご答弁いただければと存じます。

水道は結構です。

以上です。

#### ○副議長（中根光男君）

答弁を求めます。

市長公室長 島田昌男君。

#### ○市長公室長（島田昌男君）

それでは、古橋議員の質問にお答えしたいと思います。

議案第3号 かすみがうら市東日本大震災復興まちづくり支援事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についての中での計画実施要綱、基金、財源ということでお答えしたいと思います。

東日本大震災からの復興に向けて、国から茨城県に交付された復興基金のうち、70億円が交付金として市町村に配分されることになり、当市は5500万円の内示を1月上旬に受けております。今回、提案させていただきました条例につきましては、当該内示を受けた茨城県市町村復興まちづくり支援事業において、基金を設置して事業を行うことができることを活用したものでありますが、運用上、原資とそれに伴う利子等について厳格な経理区分を行わなければならないこととされていることから、新たな基金を設置するものです。

具体的な運用につきましては、茨城県が策定いたしました市町村復興まちづくり支援事業実施要綱に基づき、市の実施計画を策定いたしまして交付申請をしております。これに基づき、平成24年度当初予算において防災無線事業、それから千代田公民館の耐震診断、街路管理事業は神立停車場線の測量、常備消防事業、千代田本部の耐震診断の充当を予定しております。

基金の原資であります、今議会において提案しております一般会計補正予算（第8号）において、市町村復興まちづくり支援事業費交付金を歳入に計上し、支出においてかすみがうら市東日本大震災復興まちづくり支援事業基金に全額積み立てておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、議案第17号でございます。かすみがうら市庁舎建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定についてでございます。

庁舎建設基金は、合併前からの霞ヶ浦庁舎建設を年頭に、合併後も引き継がれていたもので、平成22年度をもって所期の目的を達成したため、廃止するのが妥当だと判断したものでございます。この指摘の千代田庁舎の被害による解体と今後の庁舎整備の活用については、東日本大震災からの復興との観点から、ほかの事業と合わせてかすみがうら市東日本震災復興まちづくり基金を活用する予定でございます。

当該条例を廃止することにより、基金残高については今議会において提案をしております一般会計補正予算（第8号）において、かすみがうら市東日本大震災復興まちづくり基金に全額積み立てております。また、今回特別交付税に追加した金額に東日本大震災による被災団体等に対する特例交付として、庁舎の一部が使用できなくなった市町村に交付されました1億3000万円が含まれていることから、これについても合わせて積み立てております。

これらの積み立てにつきましては、庁舎を含めて広く公共施設の耐震化等に活用できるように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

次が議案第19号の平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算、古橋議員、繰越明許もありましたよね。いいですか、これも。

[古橋議員「いや、聞きました」と呼ぶ]

○市長公室長（島田昌男君）

繰越……

[古橋議員「補正です」と呼ぶ]

○市長公室長（島田昌男君）

補正も関連する。

[古橋議員「補正も説明して」と呼ぶ]

○市長公室長（島田昌男君）

それでは、文教厚生委員会以外の部分ということでございます。

総務費の財政管理事務事業につきましては、予算書の作成にかかる印刷製本費を24年度に繰り越すものでございます。

土木費のまちづくり交付金事業、かすみがうら中心地区につきましては市道カ2583号線の用地買収に日数を要し、買収区間の工事発注がおくれるため、繰り越すものでございます。同じく市道整備事業につきましては、市道㊦8459号線の道路排水計画の見直しによる用地取得で、相続関係のある用地買収に不測の日数を要したため、繰り越すものです。

消防費の災害対策事業につきましては、食品等も計測できる放射線測定器を購入するに当たり、市場情勢から納入まで相当な期間を要することから、繰り越しとなったものでございます。同じく防災無線整備事業につきましては、国の第3次補正で成立した事業で、屋外子局21基を整備するものですが、交付決定が2月1日になったことから、事業を繰り越す必要性が生じたものでございます。同じく消防団施設整備事業につきましては、現在進めている消防団再編に伴う詰所の整備で、志筑地区2分団1部の詰所について建設用地の確定に時間を要したため、次年度に繰り越すというものでございます。同じく消防団施設整備事業につきましては、国の補正による補助

事業であり、年度内の完了が困難なため次年度に繰り越すものです。事業内容としては、消防団の情報伝達用に使用する簡易無線機を90機整備するものでございます。

それから、次の市税の関係のほうは市民部長のほうにお願いして、あと地方交付税のほうをしたいと思います。

地方交付税につきましては、普通交付税が9115万3000円、特別交付税が1億6546万5000円をそれぞれ追加して、普通交付税の総額を36億4115万3000円、特別交付税の総額を3億1546万5000円とし、総額で39億5661万8000円とするものでございます。普通交付税については、再算定を含め、1月に決定されたものでございます。特別交付税については、通常分は当初予算どおりの1億5000万円が交付されると見込み、東日本大震災による被災団体等に対する特例交付として交付された1億6546万5000円を追加したものでございます。

それから、労働県補助金につきましては、緊急雇用創出事業補助金及びふるさと雇用再生特別基金事業補助金を活用して実施している各事業について、委託に伴う契約差金や臨時職員の勤務時間など実績見込みに応じて精算するもので、緊急雇用創出事業では697万8000円、ふるさと雇用創出事業では43万4000円の減額ということでございます。ちょっと内容につきましては、細かい部分については後で提出させていただければと思います。

基金繰入金につきましては財政調整基金、減債基金については歳入の増及び歳出の減により一般財源が確保できる見込みとなったため、計上した額を全額減じることとしております。

霞ヶ浦水質浄化対策基金については、浄化槽設置整備事業に充当しておりまして、対象としている霞ヶ浦地区では当初の予定より増加したことから、基金の繰り入れが増加しております。

地域づくり基金の繰り入れについては、再編交付金を積み立てた分を財源として充当すること。さらに、前年度末に地震からの復旧・復興への支援としていただいた寄附金を積み立てており、今回取り崩し、財源として充当する措置を行っております。庁舎建設基金につきましては、霞ヶ浦庁舎の建設完了に伴い、所期の目的を達成したということから、当該基金を廃止して震災の復興に充てるため、東日本大震災復興まちづくり基金へ積み立てるものでございます。

次は、市債ですか。繰越金、特別会計繰入金。

[古橋議員「いいです」と呼ぶ]

○市長公室長（島田昌男君）

繰越金もいいですか。

[「市債」と呼ぶ者あり]

○市長公室長（島田昌男君）

それでは、次に市債のほうを説明させていただきたいと思います。

市債の衛生費につきましては、当初見送っていましたが石岡地方斎場整備事業の当市負担分を合併特例債を活用して計上するものでございます。

消防債につきましては、千代田地区の避難所、避難場所等の21カ所に防災行政デジタル無線子局を設置するため、国の補正予算により措置された緊急防災減災事業を活用し、単独分については充当率100%の起債を計上しております。

臨時財政対策債については、発行可能額が決定しましたことから追加するものでございます。

災害復旧事業債及び災害対策債につきましては、公共土木教育施設災害復旧費等の補助対象経

費を一般財源に振りかえたため、減額となっております。

なお、振りかえました一般財源につきましては、震災復興特別交付税で措置される予定となっております。

次の公債費でございます。公債費については、利子を2194万円減額するものでございます。理由といたしまして、平成22年度末に借り入れた市債の利率が見込みより低かったこと、また平成23年度へ繰り越したことにより、22年度中に借り入れを行わなかった事業があったためでございます。

補正予算の関係は以上です。

後は新年度、24年度の一般会計の市税だけでよろしいですか。

[古橋議員「そうです。市税だけです」と呼ぶ]

**○市長公室長（島田昌男君）**

市税のほうは市民部長のほうで。

以上です。

**○副議長（中根光男君）**

環境経済部長 吉藤 稔君。

**○環境経済部長（吉藤 稔君）**

古橋議員の条例の中で、まず議案第4号 かすみがうら市墓地等の経営許可等に関する条例の制定につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、ご質問の関係で、第3条になるかと思えますけれども、事前協議において市長が特別の理由があると認めるときはどのような事例かということでございますけれども、まずこれで考えられますのは、地方公共団体が墓地等の経営を行う場合、さらには都市計画の決定に基づいて行う場合でございます。また、個人の墓地につきましては道路の新設、あるいは土地区画整理事業等の公共工事に伴う場合、または地震や台風等の災害により損害を受けるなどしてやむを得ず既存の個人墓地を移設しなければならない等が考えられると思えます。

続きまして、具体的な中でまず規則等で設けます定義の中で、その距離等の関係でございますけれども、これにつきましては規則等は今進めておりますけれども、今考えておりますのは、まず近隣住民等についての定義づけとしましては、当該計画にかかわる墓地の区域又は納骨堂の敷地の周囲100メートル以内の地域に居住する者及び当該地域に土地又は建物を所有する者、あるいは当該計画にかかわる火葬場の敷地の周囲300メートル以内の地域に居住する者及び当該地域に土地又は建物を有する者と、これらに掲げるものと同程度の影響を受けると認められる者ということで考えてございます。

それから、墓地の拡張でございますけれども、まずこの基本となります墓地埋葬法の考え方としましては、本来、墓地とは国民にとって必要なものであるという前提に立っておりまして、ただつくるに当たっては公衆衛生、その他公共の福祉の観点から支障がないということをつくるわけございまして、ただし実際に必要なものであっても無制限につくってよいかということ、いろんなところでいろいろ昨今トラブルが起きているということでございますので、やはり地域の住民の理解、墓地の必要性、そういったところが十分理解を得られないままに進んでいるという現状でありまして、そういう意味を持ちまして、今回の条例の制定において保管できればと考えて

おります。

さらに、議案の9号と議案の14号でございますけれども、確かに今回の条例改正に当たりましては、条例の期限が切れますので、さらにそれを延長するとの内容での改正のみでございまして、先ほどご質問にありましたようなもっと実用的なもの、あるいはハードルを下げたものという内容のものではございませんので、それらについては考えてございません。

以上でございます。

**○副議長（中根光男君）**

総務部長 山口勝徑君。

**○総務部長（山口勝徑君）**

ご答弁申し上げたいと思います。

議案第6号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定の中で、各種の追加根拠法令、職務勤務形態、他教育相談員との職務の整合性、それからその他非常勤特別職の報酬の見直しの検証について、ご答弁申し上げたいと思います。

身体障害者相談員の根拠法令等につきましては、身体障害者福祉法第12条の3に規定され、これまで県において設置しておりましたが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第2次一括法の成立に伴い、市において地方公務員法第3条第3項第3号に基づき設置するものでございます。職務の内容等につきましては、身体障害者地域活動の推進や更生援護に関する相談に応じ指導を行うもので、2年の任期中随時必要な業務を行うものでございます。特に……

[古橋議員「3つ目だけでいいです。見直しについて、現状は」と呼ぶ]

**○総務部長（山口勝徑君）**

そうですね。それでは、見直し、どのように検討されたかということで、お尋ねでございますので、答弁を申し上げたいと思います。

非常勤特別職の報酬についての見直しはでございますが、これまで行財政改革の一環として職員の採用の抑制、特別職給料では平成22年10月から市長の給料の50%削減を実施するというふうなこともございました。市議会のご理解をいただき、議員定数の20%削減をするなど、順次人件費の抑制に取り組んでいるところでございまして、第1回定例会においては市職員の給与の特別措置について提案をさせていただいております。非常勤特別職の報酬につきましては、一般職の給与についての方向性が決定した後に、見直しを行うかを含めまして、今後検討させていただくように考えております。

以上でございます。

**○副議長（中根光男君）**

市民部長 川島祐司君。

**○市民部長（川島祐司君）**

古橋議員の質疑にお答え申し上げます。

最初に、議案第7号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。たばこ税の申告義務者数と販売店舗の実数は、卸売業者である日本たばこ産業株式会社外3

者が納税義務者となっております。販売店舗数は、市内にありますコンビニ、スーパー、商店などの小売店合わせて98店舗となっております。

続いて、議案第19号 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）のうち、市税に係る補正額の根拠についてであります。まず個人市民税については本年1月23日現在の収入済額が16億9000万円であり、これから納付となる1月から3月分の特別徴収による収入見込み額が3億1900万円となることから、現予算額に比べ1億5000万円増額と見込めることから計上したものでございます。

次に、固定資産税につきましては同じく1月23日現在の収入済額が24億6400万円であることから、現予算額に比べ5000万円増額となることから計上したものでございます。

次に、軽自動車税につきましては同じく1月23日現在の収入済額が8070万円であり、現予算額に比べ1000万円増額となることから計上したものでございます。

続いて、議案第26号 平成24年度かすみがうら市一般会計予算のうち、市税に係る予算計上で震災による影響額と評価替えの影響額についてであります。まず市民税については震災に伴い家屋等に被害を受け、雑損控除を受ける方が見込まれますので、約3000万円の減収を見込んでおります。

次に、固定資産税については、まず土地ですが、平成24年度が評価替えの年であることから、市街化区域及びその周辺については標準宅地比準方式から道路の状況や公共施設等との近接など、土地の価格事情をより反映させた路線価評価方式に改めたことにより、当然ながら評価額は下がる傾向にあります。したがって、評価替えによる影響額は対前年比で約3300万円ほど減額と見込んでおります。

また、家屋につきましては在来家屋の経年減点など評価見直しがあり、評価替えによる影響額として約9700万円ほど減額と見込んでおります。震災による影響額は23年度の減免額44万円程度になるかと思われま。

以上でございます。

#### ○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

#### ○5番（古橋智樹君）

それでは、ご答弁いただきましたので、幾つか再質問をさせていただきます。

質問の前に、この復興の基金については県の要綱があるから特段必要ないよということで、私は答弁理解したんですけども、市町村によっては復興計画ということで前面に出して取り組んでいるような北茨城市さんとかあるかと思うんですけども、やはり我々の市が北茨城に比べては被害が少ないかもしれませんが、やはり復興元年、こういう年に私はそんな条文はたくさん設けると言っていないんですね。必要な部分で必要なものを的確に縦割り行政で、これとこれがうまく組み合わせない部分は組み合わせてもいいよみたいな、そういう計画があってほしいなと願った次第です。

それから、墓地に関する条例ですけども、既存の墓地が拡張する場合はやはりこれは必要なのかということで、ちょっと私1回目の答弁では理解できなかった部分があるんですけども、再確認のほうをさせていただきたいんですが、既存の墓地を拡張する場合にももちろんこの条例

が適用されるということによろしいんですか。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 吉藤 稔君。

○環境経済部長（吉藤 稔君）

これにつきまして、法律のほうでもうたってございますけれども、あと条例にもうたってございますけれども、法律で言えば10条にあるんですけれども、墓地、納骨堂又は火葬場を經營する者の届出と、さらにはそれらの墓地又は火葬場の新設変更ということで、11条でうたってありますので、基本的にただいまの内容は変更は可能だと考えられます。

以上です。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

続いて、6号の答弁ですが、特段にこの市長とか我々とか出席率の高い非常勤特別職じゃなくて、学校相談員とか、そういった形の見直しはやっていないということですね。

○副議長（中根光男君）

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

ただいま古橋議員のおっしゃるとおりでございます。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

ぜひ、近隣市町村と比べたり、この実勢の報酬としてふさわしいか、足りないとか、仕事の量もふえているとか、そういうところをぜひ、宮嶋市長が行財政改革を掲げているわけですから、そういった観点から再度ご検証をいただきたいなというふうに申し上げます。

それから、市税条例の一部改正ですけれども、98の店舗ということは、これは申告の形からカウントした数字であって、実際に市役所として直接確認した数字ではないということですか。どちらの数字なのかご確認をしたいんですが、よろしくをお願いします。

○副議長（中根光男君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

ただいま申し上げました98店舗というのは、税務署に届けられております商店数、スーパー、コンビニとかそういうのも含めまして、それが98店舗たばこを扱っていますというような形になっておりますので、現実的に卸売業者の方からどのお店に幾らというような詳細なものは来ておりませんので、そういう形でご答弁申し上げます。

あとは、実は私がことしになってから税務担当をしてたまたま2回のたばこ税改正があったんですけれども、そのたばこ税改正の時点でその改正日に各商店に在庫の確認というような形で市の職員が参るといふ、そういう事態も合ったわけですけれども、その際にやはり税務署のほうか

ら何店舗からの抽出をということで名簿が来ておりましたので、今回もそういう形で名簿をいただいてありましたので、それに基づいてご答弁をさせていただきました。

以上です。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

続いて、9号と14号について、全然検証がなかったという、検討がなかったということなんです、非常に残念ですね。私は、これだけ景気が悪い形ですからぜひ丸々こちらが、税収が減っては厳しいんですけども、事業者にとってもプラス、我々にとってもプラスという適度なさじかげんというのが必ずどこかにあると思うんですよ。私は、本来はそれがお仕事だと思いますので、今後、今回上程しているから、じゃ、すぐさま改正に向かって検討するよということは難しいかもしれませんが、何かほかの予算があればそういう形でぜひご検証をいただければと思います。

それから、一般会計の補正をお尋ねしますが、まず気がついた点から申し上げますと、労働県補助金の緊急雇用の700万ということですが、これは市民プラザの関係の減額ですか、これは先般の臨時議会でやった板橋区の市民プラザが否決されたことによって出た人件費でしょうか。お尋ねします。

○副議長（中根光男君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

市民プラザにつきましては、補正予算も認められなかったということで、それについては入っておりません。

以上です。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

では、私、もう一度お尋ねしたいんですが、ちょっと理解できなかったんで、なぜ700万残してしまっただけですか。

○副議長（中根光男君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

この700万というのは1つの事業ばかりではなくて、最終的に精査したもので、最終的にそれが合計されたもので700万弱ということでございますので、ちょっと今手元に細かい部分ありませんので、その点は精査した部分を渡したいと思います。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私は、この700万円だけということじゃなくて、本当に700万円だって市民の皆さんの懐に少し

でも入れば、税収としてつながるかどうかさておいて、本来この緊急雇用ということであまりよく使い切るのが本当の仕事だと思うんですよね。それをこんなに余らせてしまうというのは、私は市長の監督が足りないと思うんですけれども、この点については反省はあるんでしょうか、市長。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

これは幾つもありまして、例えば議会のあれもあつたんじゃないの、これ。会議録研究所の入っているよね。結局そういうものの積み重ねです。こっちに30万、こっちで100万、そういういろんな緊急雇用は何件もありますから、そのみんな計上した分びったりびったり使えないわけだよね。余計は使えないでしょう。だから、全部内端・内端・内端・内端になっていきますから、それ全部足したら、一番でかいのは会議録じゃないですか。多分そういうことです。だから、これはよくやっているとしますよ。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私は、いろいろ市長の勘ぐりもありますけれども、議事録が確かにあると思いますよ。その使い道に関しては、一度設計したものは使えないからこれだけ残ったというふうにしか私は答弁からとれないんですけれども。当初にこういう形で雇用事業としてやりますよということで、残り期間がなかったからこれだけ700万残って、いろいろ関連がたくさん件数があつて積み上げた700万となってしまったというふうに理解してよろしいんですね。

○副議長（中根光男君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

当初予算で、補正予算等もありますけれども、そういった中で緊急雇用を使った事業ということで予算は組みましたけれども、最終的に事業の中でそれまで雇用者がいなかったとか、事業内容がその各事業事業において最終的な精査の中で残ったということでございます。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

たかが700万円と思うかもしれませんが、されど700万円ですよ。ぎりぎりまでいろいろ時間の限り使い切れれば、私は700万にならなかつたというふうに思う次第です。特段、ここで件数をどういう内容があつたんだと説明させても、なかなか資料がないでしょうから、私はしっかり使い切るように、議会の会議録も含めて、これは市長権限の予算ですから、市長が議会の会議録の緊急雇用の予算も含めて、しっかり管理するべきだったというふうに私は申し上げます。

それから、評価替えについては市民部長の説明からすると減収になるというふうな形ですけれども、その広報紙の最後のところに市街化の農地とか、農地における宅地の部分について改めて評価替えとして対象とするというようなことが加わつたんですが、こういう方に関してはふえる可能性があるということでしょうか。

○副議長（中根光男君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

今回の24年度評価替えに関しましては、課税の現況地目が異なっていたものなどについても、かなりの件数調査をし、説明をしながら理解を求めてまいりましたので、そういう課税地目の異なった方については、これは間違いなく宅地になると、あるいは畑から雑種地になるとか、そういう方については、これは間違いなく増額ということになります。

以上です。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

それから、一般会計の繰り越し、さらには基金の積み立てとかという形で、非常に留保的な資金がふえているようなんですけれども、私が心配するのは、言葉が適切ではありませんけれども、現生がたくさんあれば地方交付税の査定も減額査定されてしまうのかなというふうに心配するところなんですけれども、市長が今年度はそういう方向で進めていったから、これだけの余剰金が出てきたのかなと思うんですが、その私が心配したような形、交付税が減額されてしまうという心配、これはないんですか。

○副議長（中根光男君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

繰越金等については、監査委員さんのほうからも指摘等もありまして、年度末、今年度今回3月の補正で減額ということをさせていただいております。次年度の繰越金については、今まで3億繰越金で予算化をしておりましたけれども、そういった23年度年度末で減額等も今回しましたので、次年度24年度は1億5000万の繰越金の歳入予算ということで見えております。あと、利用資金等についてはまだ3月いっぱいありますけれども、ちょっとまだ具体的には幾らということはいわかりませんが3億、毎年度補正の財源等に3億、4億くらい出ておりますので、その辺は利用資金等に確保したいと思っております。

以上です。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

余剰金については、財政課から資料が今ぱっと出ないんですけれども、3億以上一般会計だけであるという形でいただいている、見込み的にはもうちょっとふえるのかなと推察するところなんですけれども、市長が健全財政を目指して行政改革をやっているということで、私からすると基金に安易にぼんと入れるのは、死に金になってしまうんじゃないかなと、私は心配するんです。やはり市民に事業としてお金が流れて、それが税金として入って税金を伸ばすということ。地方交付税は減るかもしれませんが、税金を伸ばすという目標がやはり私はあつてしかるべきだと思うんですけれども、非常に金の使い方を意識する余り、余剰金がちょっと過分ではないか

など察するところです。

それにもかかわらず、今度、職員の給与を特例の分も減給してお金を残して、一体私は何に使うのかというのが非常に疑問です。いろいろ神立停車場線とか、東西の幹線道路とか、やろうと思えば使い道はあるんですけども、やはりいろいろな起債とのバランスですね、適度に税収を生み出せるような事業を起こすという、そういうぜひ24年度は運用を目指していただきたいということを申し上げます。財務四表ということで、BS・PLを国のほうで設けなさいということでやっていますけれども、帳じりを合わせるようになってはいますけれども、やはり市民の所得が伸びて税収が大きくなるような形ということで、私はその健全財政を目指すことよりも、やはり市民の皆さんの所得が上がるということが、健全財政よりもやはりこの復興の時期においては大事だと思いますので、借金を背負えるのはやはり国とこういう地方自治体が背負うしかないんです。こういう時期ですからぜひそういうことを視点に置いていただいて、24年度の執行も当たっていただければと思います。

私の質疑を終わります。

#### ○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君の質疑を終わります。

次いで発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

#### ○8番（佐藤文雄君）

古橋議員が多岐にわたって質問いたしまして、かなりダブっておりますので、ダブらない範囲で質問をいたします。

承認第1号の件でございます。

災害対策費で消防費となっておりますが、これは食品検査機器システムというふうに思っているんですが、360万ということなのかどうか確認をいたします。

それと、議案第2号でございます。

かすみがうら市職員の給与の特例に関するということで、給与の削減8.22が出ている内容かなと思いますが、さきの全員協議会で削減の影響額というか削減がどういうふうになっているかは出されていますが、それから変わっているかどうか。その内容について確認するというふうなことと、市長は公約に基づいてやりたいということなのかどうか、もう一度確認をしたいと思います。

それから、議案第3号ですけれども、今お話ししたように国、県がこの創設、こういうことで今回のこの支援事業基金の設置が設けられたと、それに準じてやったということなのかどうか、もう一度確認をしたいと思います。

それから、第4号についても、この法律の改正によってこれが今回当該市にも適用するという事になったというふうに確認してよろしいでしょうか。それから議案第6号ですが、これはもう施政方針に対する質疑で結構でございます。

それと、議案第7号でございますが、これは基本的に増税というふうに私は認識しております。特に、個人市民税の税率の特例等について、均等割を500円、これを平成26年から35年、10年間、これはいわゆる復興税と思われませんが、確認をしたいと思います。

それと、ずっと飛びまして議案第19号の補正予算の件で、地方債の補正で石岡地方斎場整備事業は、これは合併特例債に振りかえたと、変更振りかえたというふうに理解してよろしいでしょうか。

それと、土木費についても、これも振りかえというふうに理解していいのかどうか。

それから、下水道事業特別会計の繰越金について説明を願いたいと思います。

それから、総務管理費の財産管理費についての大幅増は基金運用の事業が主ですが、その目的。それと、災害復旧費の農林水産施設の件について。

19号は以上の説明をお願いしたいと思います。

議案第22号については、繰越明許費についての説明と、減額補正の中身についてお尋ねしたいと思います。

それから、議案第26号から32号については基本的に各ところまだ私も精査しておりません。歳入の件だけで質問しておりますが、1つだけ議案第32号の平成24年のかすみがうら市水道事業会計の予算書の中で、質疑の中でお話がありましたけれども、千代田工業団地内の水の供給で当市が予定していた供給先の企業が地下水をくみ上げるということになったために、当市の水道を利用しなくても済むようになってしまったということですが、これは24年度にある程度想定していたのかどうか、それともこの点については、当該企業については全く24年度は最初から考えていなかったのかどうか。

そして、この当該企業と想定した供給数量及び金額については、わかっているかどうか。それについて確認をしたいと思います。

以上です。

**○副議長（中根光男君）**

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

**○市長（宮嶋光昭君）**

市職員給与削減に固執する理由についてですが、これは私は公約に掲げておったもので、公約に掲げておいてそんなもの知らないよというのは、これは政治家として最低でありまして、私はそんなことはしません。公約は、やっぱり自分の任期中にきちんと、しかもこの件に関してはなるべく早くやりたいということで、今まで再三お願いをしてきたところでございます。この公約が目的化しているわけではありませんで、何でもこういうことをやるかということ、やはり官から民へ、そういう流れの中でいわゆる所得配分を変えていくという社会正義の一貫、さらには財政改革という理由もあるわけですが、そういうことで公約にさせていただいたわけでありまして、公約が目的化しているわけではありませんので、その点はお間違いのないようお願いしたいと思います。

**○副議長（中根光男君）**

総務部長 山口勝徑君。

**○総務部長（山口勝徑君）**

佐藤議員さんのご質問にお答え申し上げます。

承認第1号の専決処分内容でございますが、先ほど佐藤議員さんが言われましたように、放

射線対策備品、食材の放射能測定をいたします測定器1台を購入するものでございます。これでございますが専決処分をいたしました理由でございますが、納品までに6カ月ほどかかるというふうなこともございますので、専決処分ということでお願いを申し上げます。

続きまして、議案第2号でございます。かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定の金額の確認というふうなことでございますが、給与の特例に関する条例の影響額につきましては、2月27日、議長あてで提出しております平成24年度当初予算（案）でございますが、における財政状況について報告しておりますとおり、全会計での削減額が2億4180万1000円となります。内訳としまして、給料が1億4228万6000円、手当につきましては期末勤勉手当及び管理職手当で5451万8000円、共済費では共済組合負担金及び共済組合追加費用等で4499万7000円となっております。

それから、質問があったかどうかちょっと聞き取れなかったんですが、消防費の千代田地区の防災無線工事についてでございます。千代田地区の避難所等21カ所に、霞ヶ浦地区にございます防災無線屋外子局と同様のものを設置するというところでございます。事業費につきましては、1億1240万6000円でございます。

以上でございます。

**○副議長（中根光男君）**

市長公室長 島田昌男君。

**○市長公室長（島田昌男君）**

まず、議案第3号 かすみがうら市の復興まちづくり支援事業の条例でございますけれども、これは先ほど古橋議員さんの質問の中でもありましたけれども、国から茨城県のほうに70億円が交付金として来たと、その中でまた各市町村に配分され、当市は5500万がかすみがうら市の配分となりました。その交付金については、一つの基金の枠をつくって管理を明確にしてくれということでございましたので、新たにその部分について5500万円分だけでございますけれども、それについての管理ということの基金の設置でございます。大変紛らわしいようでございますけれども、そのほか12月にも復興まちづくり基金ということで設置もさせていただいたということでございます。

それから、一般会計補正予算の中で地方交付税、市税のほうは市民部長にお願いしますので、地方交付税……

[佐藤議員「それはいいです」と呼ぶ]

**○市長公室長（島田昌男君）**

いいですか。そうですか、じゃ、あとは総務管理費の中で財産管理費の大幅増は基金運用事業が主だが、目的は何かということでございます。これにつきましても先ほど古橋議員のほうにも地方交付税の増額についてお答えいたしました。地方交付税については普通交付税が9115万3000円、特別交付税が1億6546万5000円がそれぞれ追加になりました。普通交付税の総額を36億4115万3000円、特別交付税の総額を3億1546万5000円として39億5661万8000円ということでございます。これは、再算定を含めて11月に決定されたということで、それから特別交付税については当初予算どおり1億5000万が交付されると見込んでおりました。この中で東日本大震災による被災団体ということで、特例交付として1億6546万5000円が追加されたものが交付税でござい

す。

基金についてですが、これは一般会計における平成22年度の実質収支が6億8385万1000円から繰越金としてこれまで予算に補正等で計上しておりました4億3017万3000円を差し引いた残額に当たる2億5367万8000円を計上しておまして、本年度分の歳入の追加分と合わせて補正に要する一般財源を差し引いた上、積み立てるものでございます。

それから、東日本大震災復興まちづくり基金及び東日本大震災復興まちづくり支援事業の積み立てについては、先ほど古橋議員にお答えしたとおりでございます。

それから、地方債の補正については佐藤議員のとおりでございます。

それから、下水道事業特別会計繰出金についてでございます。下水道会計につきましては東日本大震災に係る災害復旧費用について、当初下水道の会計のほうで下水道債を見込んでおりましたところ、震災復興特別交付税の新設ということで、下水道債相当額について一部を除いて一般会計から繰り出すということでございます。

このため、当該予算額を繰出金として一般会計のほうから出しまして、前年度の余剰金としては全額を一般会計に繰り入れるということでございます。

以上でございます。

**○副議長（中根光男君）**

環境経済部長 吉藤 稔君。

**○環境経済部長（吉藤 稔君）**

佐藤議員さんの質問の中で、議案の第4号 かすみがうら市墓地等の経営許可等に関する条例の制定のご質問でございますけれども、法律改正に伴ってということかという質問でございますけれども、確かに法律改正でございます。これにつきましては、国の第2次地域主権改革一括法が去年23年8月30日に公布されたことに伴いましての改正でございます。

それと、議案第19号、一般会計の23年度の補正予算（第8号）の中の災害復旧費の農林水産施設についての補正内容でございますけれども、これにつきましては土地改良施設におきます今回の震災によります復旧事業として改良区、さらにはその改良区の中の水利組合等の復旧の内容でございます。合わせまして986万7000円の追加補正としてございます。

以上でございます。

**○副議長（中根光男君）**

市民部長 川島祐司君。

**○市民部長（川島祐司君）**

それでは、佐藤議員の質疑にお答えを申し上げます。

私のほうからは、議案第7号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定についてですが、佐藤議員がおっしゃいますように、今回の改正につきましては東日本大震災並びに経済社会の構造の変化に対応するための法律が昨年12月2日に公布されました。これに伴い、税条例の改正を行うもので、佐藤議員もおっしゃいましたように平成26年度から平成35年度までのちょうど10年になろうと思っております。この期間、個人市民税の均等割額を年額今まで3,000円でしたが500円増額し3,500円とするものです。

なお、ただいま申し上げたのは市民税についてでありまして、同じように茨城県は県民税を徴

しているわけですが、県民税につきましても同様に、今まで1,000円のところがやはり500円増額され1,500円となる見込みですので、均等割額合わせますと市県民税として5,000円ということになるかと思えます。

また、退職所得の個人住民税の10%税額控除というのが廃止されることになっております。さらには、25年4月からたばこ税の県と市の配分額が変更となる本案でございます。今までの県税分644円が市のほうに移りまして、今現在たばこ1,000本当たり4,618円が、県分644円が市のほうに移りまして5,262円になるというようなこのたびの一部改正条例案です。

以上でございます。

**○副議長（中根光男君）**

土木部長 大川 博君。

**○土木部長（大川 博君）**

私のほうからは、議案第19号、一般会計補正予算中、土木費、まちづくり交付金事業の件についてご説明をいたします。

まず1点目、千代田地区の道路補修工事131万4000円、これは工事請負費の差額でございます。霞ヶ浦地区の3000万円の減の理由といたしましては、今の西成井バイパス工事をしているところですが、改良、交差点の部分、これは24年度で見込んでいましたけれども、西成井バイパスの工事の進捗状況を見て、来年度以降に見送ったものでございます。

続きまして、議案第22号、下水道事業特別会計補正予算繰り越しの内容でございます。繰越額5295万円、これにつきましてはN T Tケーブル移設の申請、当初10日ほど見込んでいたけれども、それが1カ月ぐらい期間を要したということにより繰り越しを行うものでございます。

もう一点、流域下水道整備事業に関しまして3902万6000円の関係でございます。霞ヶ浦湖北流域下水道建設に伴う市の負担金でございますけれども、事務所が行います水処理機械設備工事もろもろ4件が年度内に完了できないということで、繰り越しを行うものでございます。かすみがうら市負担金5171万1000円のうち、3902万6000円を繰り越すものでございます。

以上でございます。

**○副議長（中根光男君）**

水道事務所長 川尻芳弘君。

**○水道事務所長（川尻芳弘君）**

佐藤議員のご質問にお答えいたします。

議案第32号の件でございますけれども、土浦・千代田工業団地の給水開始の関係で、収益の関係でございます。特別委員会のほうでも当初は収益増4000万円と見込んでおりました。全員協議会の資料のとおり、1月6日という日付になっておりますけれども、水道事務所のほうで1月6日から井戸のほうに切り変えたというのがわかったのが、日にちちょっと忘れてしまいましたけれども2月上旬のことでありました。したがって、その時点では土浦・千代田工業団地の給水収益の増を4000万円で見込んで予算のほうを作成しておりました。

しかしながら、その段階でそれだけの給水が上がらないということがわかりましたので、精査いたしまして、土浦・千代田工業団地の収益増を1400万円と見込みました。

それから、月どのぐらい見込んでいたんだという内容でございますけれども、年間で約10万ト

ンぐらいで、年間3000万ぐらいの企業に該当いたします。

それから、4000万円収益増を見込んでいた関係の中で、どの予算を減らしたんだということだと思いますけれども、土浦・千代田工業団地の収益増に関しましては、今回水道事務所で計器類等古いものについて、収益増になった部分について計器の更新をしていこうと考えていました。その中で、下稻吉第2浄水場の塩素の自動注入機のほうが大分古くなってきておりますので、そちらのほうを更新したいということで考えておりましたけれども、収益が減になった関係で、本年度についてはもし壊れたときには一般修繕で対応しようということで、そちらのほうで調整いたしました。

以上です。

**○副議長（中根光男君）**

8番 佐藤文雄君。

**○8番（佐藤文雄君）**

専決のほうについては、当然6カ月要するよということなんで専決になったと思いますが、これは当然、東電に請求しますね。それを確認します。

それと、市長が公約に掲げておいてやらないというわけにはいかないというふうにおっしゃいました。目的化しているわけじゃないというふうにも述べました。ただ、私は宮嶋さんが公約で文書にしたやつには書いていないんですよ、総人件費の削減というふうにしな。ただ、私は出陣式に行ったときに、40億、そのうちの1割は4億円、これを何とか実現したいということをおっしゃったことは私記憶にあります。ですから、文書化はしていません。そのことは、よく肝に銘じておいていただきたい。そのことだけ。

そして、ちょっと追加したいんですが、この前の全員協議会で出された前に、一覧表出ていましたよね。若年の人は6%で、五、六級の方は10%ぐらいの削減みたいになっている表ありましたね。あの表のことを言ったんですよ。その表のとおり今回提案されているというふうにおっしゃるんですけども、その確認をしたいと思います。

それとあわせて、全員協議会での私記憶なんですけれども、2月20日の全員協議会だったような気がするんですけども、国家公務員給与の削減7.8%ですね。これ国会で通ったという。こういう事態が成立されれば、この条例を取り下げて予算書の組み替えをしたいというようなことを市長おっしゃったような記憶があるんですけども、もうそういうことは考えていないのか。まず、この分だけ今の3点確認したいと思います。

**○副議長（中根光男君）**

市長 宮嶋光昭君。

**○市長（宮嶋光昭君）**

人件費の1割削減というのは、公約に掲げておまして、その内容について給与の改定をこれこれやって、削減をこれこれ何人やるとか、そういう細かいことまでを一々公約で書いたり言ったりはしていません。

[佐藤議員「そんなことは言っていない。そんなことは言っていない」と呼ぶ]

**○市長（宮嶋光昭君）**

いずれにしても1割を、39億を35億にするんだということをおっしゃっていたと思うんですが、それ

を実現するためには、当然このいわゆる職員数と給与そのものを改定しないとだめでありまして、それはもう最初から自分の頭の中では想定していたわけですので、ご理解をお願いしたいと思います。

それから、表のことですが、表は何だっけ。

[「総務部長じゃないですか」と呼ぶ者あり]

#### ○市長（宮嶋光昭君）

それは、影響額は2億4100万そのとおりの傾斜額そのとおりで。今は傾斜配分です。六、七級が10%、5級が8%でそのとおりです。あと、7.8%国でやるわけですが、これに差しかえる気があるかということなんです。これはこの前全員協議会で議案説明のときに差しかえる可能性について言及しました。実際、その時点では国が本当に通すのかどうか確定していません。今度現実に通っちゃったわけですね。それを受けてどうするかということなんです。委員会質疑等も経ながら、どっちみち余り金額変わっていないので、私の今提案しているこの8.22%のほうがより合理的かなと思うので、まずはこれで第一義的に考えていただいて、どうしても議会のほうでこれでだめだから国に合わせろというのであれば、変更もやぶさかではございません。

しかし、議会のほうで特にそういう申し入れがなければ、これで審議をしていただきたいと思っています。

以上でございます。

#### ○副議長（中根光男君）

総務部長 山口勝徑君。

#### ○総務部長（山口勝徑君）

第1番目の東電に放射線測定器の請求をするのかということですが、当然東電さんのほうには請求をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

#### ○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

#### ○8番（佐藤文雄君）

私、細かいこと言ったんじゃないんですよ。大きなチラシですよ、市長。あのとき全部チラシ配ったやつ私保管しているんですよ。そこに職員給与の10%カットは書いていないの。そのことを言っているんですよ。総人件費の削減は言っておりますよ。そのことを言っているのはわかっていますよ。チラシには書いていないの、1割というのは。総人件費の削減と書いてあるんですよ。ですから、総人件費というのは何回も言うように今減ってきているわけでしょう、職員が。今回も20人大型にやめ、退職されるわけじゃないですか。そういう意味での総人件費。

市長が出陣式で主張したのはわかっていますよ、40億円を1割、4億円だというのは。私記憶にありますから。私そのことを言っているんですよ。ですから、それにこだわらないと。ですから、総人件費という立場も考えたほうがいいんじゃないかということをおは提言したのと同時に、全員協議会で言ったのは、できる限りこの予算を通すためには、国家公務員の給与削減策が決まれば、これは県の人事委員会でいずれにしても協議することになるわけでしょう。それは協議の

後ですよ。そうすると、大体それがさかのぼる可能性があるわけでしょう。違いますか、普通は。今回も人事院でさかのぼっているわけでしょう。そういうさかのぼれば、実質来年度の予算は予算が通った後でも基本的に職員給与が県の人事委員会で決まった場合は、下がっちゃうわけでしょう。私はこれにも反対ですけども、そういうふうにすれば今この2号を無理やり提出に固執しないで、協議をしてできる限り議案をよく精査してやれば、スムーズに行くんじゃないかと。私は反対ですけどもね、これはどうしても。

いずれにしても、そういうふうなことで考えていらっしゃったのかなと思ったんですよ。そのために協議をしたい、取り下げて予算書を組み替えたいというふうにおっしゃったんじゃないかなと。それを議会が申し入れすればいいよと、7.8%であれ8.22であれ、大した違いはないと。そういう短絡的な考え方じゃなくて、どうすり合わせるかということが大事だということを私は提案をいたしたわけでありまして。

これは、もしご答弁できればご答弁して、ご答弁なければ次のほうに行きます。どうですか。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

この給与削減が通れば、総人件費の1割削減はお約束したとおりにいくわけです。職員削減の分も含めて。ですから、職員削減分が1億、2億近くで、2億超えますかね、そうすると両方で4億以上になりますが、逆に今度臨時職とかそういうほうへも行っていきますから、トータルで4億程度になります、これが通ればですね。そういうことですから、私は通していただきたいと思うんですが、あと佐藤議員も議会の提案として受けとめまして、そういうことで佐藤議員が最終的に賛成していただけるとはちょっと思いませんが、7.8についてそういうことであれば議長にちょっと申し出て、私のほうから申し出ることにいたしたいと思っておりますので、議員の皆さんもご理解を賜りたいと思っております。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

下水道の明許繰り越しでNTTのケーブルの移設がおくれているというようなこと、これは工事にかかわるといえるか。それと、流域下水道の年度内の完成ができないという件について、これについてちょっとお尋ねします。

○副議長（中根光男君）

土木部長 大川 博君。

○土木部長（大川 博君）

まず最初に、当市が発注している特定環境保全公共下水道整備事業の5295万円の繰り越しですけども、工事を発注した後、NTTさんのケーブル移設ができないと仕事が進まない、そういう状況がありました。これは、その前にちょっと伏線がありまして、佐藤議員さんも、私と雑談の中で不調が多いというふうな話がありました。この契約も2回ほど不調になったところでもあります。そのような影響もあったと、私はそういうふうにおもっております。

続きまして、霞ヶ浦湖北流域下水道事務所が行っています関係の事業、これも私どもは負担金

を納めている立場ですけれども、事務所が行っています工事が4件ほどあります。その中で年度内完成が難しいということで繰り越しをお願いするものでございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いや、だからなぜ年度内にできないのかというのをきちっと言えばいいですよ。例えば今言った不調が多いというのは、いつ発注してそれが不調になったのか、また発注したけど不調になったと。これがおくれ、おくれになって発注したのはいつで、結果的には工期というのは最初からもう明許繰り越しを前提にした工事だったと。それをN T Tのせいにしちゃうと。それともN T Tは最初からわかっていたのかどうか。これは推進工法でしょう、違いますか。推進工法は、どこを推進するんですか、地下じゃないですか。地下を十分に見ないで、N T Tにこういうケーブルのところがあるというのはわかっていなかったんですか。これは、逆に設計した業者も問題になるんじゃないですか。そういう具体的になぜおくれたのか、これ質問最初からしているわけだから、きちっと表ぐらいつくってこうですよと。本当にやむを得ないですよと、十分に理解できるようにするのがあなたたちの務めですよ。あたかも業者が悪いというふうに思われるじゃないですか。発注したほうが悪かったということも挙げられるのかどうかですよ。それと、いわゆる設計委託をしたところも十分な調査をしていなかったという結果にもつながるわけでしょう。そういう総合的に回答をするように、2月27日にこれ出しているんですよ。十分に時間あったじゃないですか。私は毎日毎日ずっと点検しながらやっているんですよ。そのぐらいの時間は、皆さんこんなにいっぱい執行部がいるわけだから、その中できちっと説明できるぐらいの文書ぐらい、表ぐらいつくって提出してくださいよ。答弁求めます。

○副議長（中根光男君）

土木部長 大川 博君。

○土木部長（大川 博君）

わかりました。反省の上、そうさせていただきます。

[佐藤議員「だからまだ理由言っていない」と呼ぶ]

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今、文書を出すまで待ってられないから、一応基本的にはこうこうだということをまず説明してくださいよ。例えば、そうすれば逆に説明ができない、今手元に資料がないと。でも、こういう範囲ではわかっていると、説明して理解できるぐらいの説明を土木部長が力を込めて言ってくださいよ。はいわかりましたじゃないですよ。それじゃ答えになりませんよ。

○副議長（中根光男君）

お諮りいたします。

本日の会議時間は、予定しております日程が終了しておりませんので、あらかじめ午後6時まで1時間延長したいと思いますが、これにご異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

ご異議なしと認め、会議時間を午後6時まで1時間延長することに決定いたしました。

土木部長 大川 博君。

○土木部長（大川 博君）

再度答弁させていただきます。

加茂地区の関係ですけれども、当初は10月末に発注予定でした。それが1回目が不調、2回目も11月に不調となりました。最終的に、契約になったのは平成23年12月6日、そういう事情もあります。その後、契約者といろいろ協議をしまして、実際にはなかなか厳しいということがありましたけれども、何とか年度内3月に完成したいというふうな形で思っていましたけれども、実際のところ4月いっぱいまでかかるというふうな状況で、繰り越しをお願いするものです。そういう原因が1つあると。

もう一つはNTTケーブル、上層部にケーブルがかかっているんですけれども、それをどかさないと機械の作業ができないと、そういうこともありましたので、そういう理由によって繰り越しをお願いする。改めて整理して、資料を提出したいというふうに思います。

第2点目の霞ヶ浦湖北流域関係の具体的な理由ですけれども、まず震災の影響による資機材の入手が困難だったと。もう一つが放射性物質を含む汚泥が確認され、処理基準が示され、その後の関係でなかなか仕事が進まなかったと、そういう理由があるというふうに聞いております。そういうことです。よろしくお願ひしたいと思います。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

初めからそういうことを言えばいいんですよ。そして表にまとめて、おくれればせながら提出しますと、再質問、再々質問させないでくださいよ。だから長くなっちゃうんですよ。私は、いかに短く効率よく議会運営やろうかとしているんですよ。ですから私は5時で終わるというふうに踏んで、今6時の延長は反対したんですよ。異議ありと言ったんですよ。そういうことです。

以上でおわります。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終了いたしました。

その他の質疑はありませんでしょうか。

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

まず繰越明許。宍倉出張所事務事業の繰越明許とは一つ何事かと。これには事務事業としか書いていないんですよ。

次に、佐藤議員が質問しました下水道の関係で特定環境……その前に宍倉出張所の繰越明許をした、しっかりした理由です。

次に、下水道の特定環境保全公共下水道整備事業、これは契約する課にお伺ひします。私がいろいろ調べたところによりますれば、茨城県の土木の積算基準の運用編を見ますれば、あの工事

は常識的に299日かかるというようなことになっております。それが12月6日に契約したことによって、3月12日までの工期ですから96日、不調になった2カ月はプラスにならないんですけども、60日プラスしても156日かかるんです。契約する課がなぜこれがそういうことが読めないのか。下水道については、去年も同じような繰越明許しているんですよ。安易に契約するんじゃないで、年度内に処理するというのは原理原則ですから。だれにサラリーをもらっているわけではないでしょうがな。そんなことをやっているなら、市長が言うとおりに給料50%カットしてもいいんですよ。

次に、地方債の関係なんですけど、24年度の予算書を見る限り利率3%以内ということでこれ明記されております。しかしながら、補正予算の地方債は4%以内と、どういう根拠でこういうふうになっているのか。前に起債の状況を資料提出してもらいました。そのときに、利率がある銀行は非常に高かった。あと、これは後日で結構ですから、この各銀行の起債の状況、あと利率の状況を資料で議員全体に配付してもらいたい。

次に、この議会費の本会議録画中継放送業務委託ということで、議長にお伺いした。これ議会側でこういう要求をしたのかと聞いたら、私知りませんと。要求しないものが勝手に予算化されている。全く何のための予算書なのか私はわかりません。その件について財政課長、所管する市長公室長、きちんと答弁していただきたいと思います。

次に、千代田庁舎の解体の関係で予算化しております。この解体の予算の内訳、解体のどの辺まで壊すのか、その内容について伺い、それと壊す部分が残存で価格がどのくらい残っているのか。エレベーターつくりました、1階の部分は修理しました、改修工事やりました、そういうことを含めて答弁願いたいと思います。

次に、あじさい館関係の予算でございますが、このあじさい館の業務委託、現在しているわけでございますが、23年10月1日から25年9月30日まで。24年度は、まだ予算認めてもらえなければ執行できないわけで、それでいいんですが、この業務の委託料168万8750円というのは毎月の均等なんですね。そこで契約する課にお伺いしますが、これは前にもあじさい館の委託契約の特別委員会の席では私聞きましたけれども、これ均等支払いになりようがないんですよ。緑地管理が均等に管理できるはずがない。さらには、消防施設の危機管理業務委託、あるいは何だっけ、もう2つ、3つあるんですが、そういう管理業務は1カ月平均していないんですよ。1年に一回のところもあれば、2カ月に一回のところもあれば、全くこの契約は、契約するということはおかしい。きょうは、監査委員さんもお呼びしてありますけれども、監査委員には私は質問しませんが、やはりこういうところきちんと監査してもらいたくて質問するわけですが、どうもこの問題については不明な点が多過ぎる。決して安くできていない。市長いわく、仕事がいいことが安くできるんだとこの前言っていましたけれども、契約見れば下請禁止なんですよ。下請どころか、下請・孫請まで行っているの。これは、職員があじさい館の管理業務委託の特別委員会で認めているんですよ。この平均の168万8750円というのは、果たして正当な契約なのかどうか。契約する課では、これは責任重大だと思います。まず、それについてお伺いします

○副議長（中根光男君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 5時00分

---

再 開 午後 5時10分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

ただいまの栗山議員の議案質疑についてお答え申し上げます。

ご質疑をいただきました内容が、平成23年度かすみがうら市一般会計予算（第8号）中、第3条繰越明許費のうちの宍倉出張所事務事業費1301万5000円の繰越明許の理由ということですので、それについてご答弁申し上げます。

本事業によります工事等が、平成24年1月10日、工事請負契約を締結しまして、工期を翌日から平成24年3月20日までを期間として発注をしました。

しかし、現場において、立入禁止の看板が設置されるなどの事情によりまして、実際に工事に着手ができていない関係上、年度内完成が見込めないことから繰越明許をお願いするものであります。

以上でございます。

[発言する者あり]

○副議長（中根光男君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

この繰越明許費の表のあらわし方が、一応事業名ということであらわしておりますので、今回のといいますか、ことしの予算から事業名の予算を計上してございますので、工事名ではなくて事務事業名がここに入るようになっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

[発言する者あり]

○副議長（中根光男君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 5時13分

---

再 開 午後 5時15分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

再度申し上げます。

平成23年6月第2回議会において、平成23年度一般会計補正予算をご提案し、議決をいただいたわけですが、その際の款として総務費、項総務管理費で12目の出張所費、説明欄には宍倉出張所事務事業ということで2175万円を計上してございます。そのうちの、今回繰越をお願いしている1301万5000円ということです。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

加茂地域の下水道関係の推進工事の中で、先ほど来より契約の不調、あるいは工期のおくれたことによる繰越明許というようなことでございます。

問題になっておりますが、総務部といたしましては、不調というようなことも踏まえまして、入札検討委員会の中で、工期内で終わるのかどうか大変心配されたわけでございますが、12月6日でなかなか難しいというようなこともありました。発注確認書を見ますと、先ほど299日と栗山議員おっしゃいましたが、140日ということであるというようなことではございますので、発注し、契約をしたというようなことではございますので、ご理解を賜りたいと思います。

続きまして、庁舎解体の内容についてでございますが、庁舎解体につきましては、今まで議会とも、市長とも、解体というようなことで進んできたわけでございます。当初予算には、庁舎全部を、旧庁舎のほうでございますが、全部を解体するというようなことで予算を計上させていただいております。

内容につきましては、仮囲いシートゲートが1000万とか、解体集積整地工事2237万円、それから産業廃棄物の運搬処分費等が824万円、そういったことを合わせまして4100万円ぐらいになるというようなことではございまして、諸経費を含めまして5800万円の予算を計上させていただいたわけではございます。

さらに、庁舎の残存価格とか、残存率とかというようなことではございますが、庁舎3階、2階部分については、使用不能というようなことで調べてございません。

さらには、エレベーターとか、空調設備とか、使用に耐えるものにつきましては、それぞれ有効利用いたしまして、公共施設に配分していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

それから、あじさい館の業務委託でございますが、これにつきましては、1年間の業務の内容で仕様書をつくりまして、一括契約をお願いしているところでございます。

現在、あじさい館に関する特別委員会も設置され、その中で審議されておりますので、その審議内容によりまして、今後は参考にさせていただきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

私のほうからは以上でございます。

○副議長（中根光男君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

栗山議員の質問の中で、地方債の関係でございます。

地方債の借入金利でございますけれども、現在の市中金融機関では、利率1.45%から1.85%になっておりまして、現時点における金利は低く推移しているということから、今後の市場金利の動向や自治体の設定状況を参考に3%と見直したことでございます。この後、利率状況の表については、後日提出したいと思っております。

それから、24年度の予算の中で、議会費の中で、本会議録画中継放送業務委託ということで上げてございます。この予算につきましては、市長のほうから議長のほうに再三お願いして、いろいろ一般市民の方からも傍聴に行けないので、そういった議会中継を何とか自宅でも見られないのかと、そういったことが多々、多く寄せられております。

そういった中で、市長のほうから、予算のときも議会のほうからは出ては来なかったんですが、市長査定の中でも市長のほうから議会のほうにもお願いし、また議長のほうにもお願いしているというような状況でございます。そういった中で予算を上げたということでございます。

以上です。

#### ○副議長（中根光男君）

14番 栗山千勝君。

#### ○14番（栗山千勝君）

宍倉出張所の関係でございますが、昨年4月21日に、土浦地方法務局土浦支局に供託しております。そのときの供託の事由ですが、平成23年3月31日供託したが、受領を拒否されたというような内容でございます。

しかしながら、地権者に、私、お伺いしたところ、けさほど電話ありまして、こういう文面をいただきました。「平成23年3月31日までに一度も地代の件で話しはありません」と。「今までは、役場の方より、私に口座の確認をして、役場の用紙に印鑑を押して私の口座に振り込まれていました」と。平成24年3月2日ということで、きょう、私のところに電話があったんですね。

この供託金の取り扱いをどうするのか、会計責任者は支出するに当たって当然それなりの支出根拠がなければ支出できないわけですよ。昨日は一般質問で聞きましたけれども、きょうは質疑ですから、支出の根拠は全くないんです。さらには、23年度の6月定例会に、土地借上料、予算化しているんです。いまだ、これは何の話も地権者にはない。さらには、24年度、土地借上料、予算化していないんですよ。

この問題については、私はばかだから頼まれれば嫌と断れないんです。何とかまとめれば、まとめようと思って動くのが私なんです。副市長に私と一緒に行きましょうよと、何とか解決の糸口をつかんで解決しようと思った。「私で解決するんですか」というようなことを言われました。あとは私は何も申し上げません。勇気を持って事に当たれば、おのずと事は開けるんですよ。西成井バイパスの件もそうですよ。私は何回か地権者のことも地元の区長にお願いされました。

しかしながら、役所に頼まれないものを勝手に行くわけにはいかないから、副市長に私が行ってもいいんですかというようなことを話しました。そうしているうちに、私じゃない人が地権者のところに行っているんな話をして、何で判こをいただけないのかと。地権者は「あんたに関係ないことでしょう」と。「今までのいきさつがあるんだよ」と追い出された。そのうち市長から、「地権者のご指名なのです」と私のところに電話が入った。「承りました」と私は。だけれども、お願いはされないから動きません。

その後、お電話あって、お願いしますということは、地権者のところに行っているいろいろ相談しました。地権者のところに行くと私はこう言いました。「私がここに来たことは、まとめるには、どうすればまとまるのか。まとまらないことに対して私は来ませんよ」と。「だめなことはだめ

と言いますよ」と。「できることは役所と相談してできると言いますよ」と。

やっとその方から同意の判をいただきました。もう一件ありました。それも私は入りました。測量と仮ぐいは了解得ました。しかし、圧力によって、その方のところは判をもらっているんですよ。いまだに役所何やっているんだと、私にも電話ありました。「いや、私はもう知らないですよ」と。

誠心誠意ぶつかれば、事はおのずと開けるんですよ。それが職員の仕事だと思っている、私は。優秀な副市長だから、一緒に行こうと言えれば行ってくれるのかと思って、私は期待していたわけです。

そのうち、これは繰越明許、事故繰り越しすれば繰越明許できるんだという話です。去年はこの予算流しているんですよ。

今度は補正で上げた。しかし、今回繰越明許していますけれども、700万くらいはまだ残ったままです。地代も残っています。どう処理するか私はわかりません。

そういう中で、この供託金と23年度の予算と、なぜ24年度は予算化しないのかお伺いします。

**○副議長（中根光男君）**

市民部長 川島祐司君。

**○市民部長（川島祐司君）**

ただいまの栗山議員の再質問にお答え申し上げます。

ただいまの宍倉出張所の件につきまして、昨日もお話申し上げましたように、現在、土浦裁判所のほうに案件として上げております。

したがって、ただいま、今までの経過等についての内容がかなりほとんどですので、この本会議場での席上、ご答弁は控えさせていただきます。

以上です。

**○副議長（中根光男君）**

14番 栗山千勝君。

**○14番（栗山千勝君）**

これは予算審議なんですよ。一般質問は私は我慢しました。全く次元の違う話です。

あなたは何回行きましたか、地権者のところへ。私の知るところ、2回しか行ってないでしょう。それもほとんど話してないでしょう。せがれさんは、元気にする会の会員です。市長はただの一回も行ってない。

地代も払わないで、当然立入禁止という札を立てられるのは当たり前の話ですよ。今までの経過を見れば、仕掛けたのは市役所なんですよ。配達証明書付の通知文、何回出しましたか。

今度の工事妨害禁止仮処分命令申し立てについてだって、自分の不利になる書類は一つも出してないでしょう。地権者だって配達証明できちんと出しているんですよ。何で謙虚な気持ちになって受けとめることができないのか。情けない話ですよ。

裁判で申し立てをしたから、ここで答弁控えさせてもらって、予算審議なんですよ。きちんと答弁してください。

**○副議長（中根光男君）**

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

何度も同じような答弁になってしまいますけれども、ただいま裁判所に、ただいま栗山議員が申したように、申立書を提出しております。したがいまして、答弁は控えさせていただきます。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

あんたね、予算は裁判所でどうのこうのやれますか、弁護士がやれますか。あなたのところでやるんでしょう。もう少し思いやりのある政治、行政運営できないのか。あなたらは人を物としか見ていないんですよ。

裁判所の仮差の申し立ての問題は全く別個の話ですから、きちんと答弁してください。それまで待ちます。

○副議長（中根光男君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 5時34分

---

再 開 午後 5時41分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

栗山議員に申し上げます。次に移ってください。お願いします。

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

議長、これは約束ね。文教厚生委員会へ私が出席させてもらうことが条件です。それができなかったならば、私は引きません、このまま。

○副議長（中根光男君）

それでは、委員会の議決により処理いたします。常任委員会により処理をいたします。

次に行ってください。

[発言する者あり]

○副議長（中根光男君）

栗山議員、次に移ってください。お願いします。

暫時休憩します。

休 憩 午後 5時42分

---

再 開 午後 5時43分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

予算の関係ですが、財産処分に当たっては、それなりの金額が、こういった場合には議会の議決が必要ということになっていますよね。その点についてどうお考えになっていでしょうか。

○副議長（中根光男君）

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

先ほども申し上げましたように、議会と執行部のほうで協議した中では、解体するというような方向性がございました。その中で解体の予算を計上させていただきました。

その金額によって、議会の議決が必要ということであれば、そのとおり、ルールに従って行いたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○副議長（中根光男君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

財産処分には議会の議決が必要があるかないかは、検査管財課で、あれが今現在の評価がどのくらいあるのか、エレベーターつくったときには1500万かかっているんですよ。改修工事もやっている、震災後に。

財産処分するのに、幾らかということがわかっていないというのは、これは議会に解体費用を計上しておいて、恥ずかしいよ。これは解体とはしていないけれども、市民はこれを見ただけで、「ああ解体するのか」というような錯覚になりますよ。

そこらも認識していないような職員なんですよ。財産処分だったら、2000万円以上超える場合には、議会の議決が必要ということになっているんですよ。条例見ればすぐわかることです。それも精査しないで、予算してくるばかりはどこにいるんだというの。

ちゃんと条例でも見て答弁してください。

○副議長（中根光男君）

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、3階の部分、あるいは2階の部分が、3月11日の東日本大震災によりまして大きな被害があったわけでございます。

耐震診断をいたしましたときに、現在のままでは使用に耐えないというようなことでございまして、耐震の備えをするか、あるいは仮設事務所を建てるかというようなことで、市の執行部といたしましても、見積もりをとりながら1案、2案というような形で案をつくったわけでございます。

その案を議会のほうにお示ししたときに、現在の施設、建物を建てる案、あるいは仮設案につきましても、もっとその他の考えもあるのではないかというようなことでございまして、議会、あるいは執行部、あるいは市民も交えての検討をしていくというようなことになっていたわけでございます。

そういった中での解体というようなことで、当初予算としては計上させていただいたわけでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○副議長（中根光男君）

評価をどうするかということ、今質問しておりますので、その辺明確に教えてください。

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

いわゆる残存価格を出したのかというようなことであるかなと思いますので、今後、検討してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○副議長（中根光男君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

条例で幾ら以上が議会の議決案件になっているのか、解体の方向で五千何百万計上しているんだから、当然同時にその案件も出てこなくてはならない話なんですよ。私は、だから予算書に問題があるんじゃないのかと総務部に言っているんですよ。

条例を見れば書いてあるでしょう。それはつきものでしょうよ。条例見てきちっと答弁してください。

○副議長（中根光男君）

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

お答え申し上げます。

5000万の解体費用でございますので、もし解体するというようなことで議会と執行部ともども……。

○副議長（中根光男君）

お諮りします。

本日の会議時間は、予定しております日程が終了しておりませんので、午後7時まで1時間延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

異議がありますので、起立により採決をとります。

延長に賛成の諸君の起立をお願いします。

延長に賛成の皆さんの起立を。

[賛成者起立]

○副議長（中根光男君）

賛成多数であります。

よって、7時まで1時間延長することに決定されました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 5時52分

---

再 開 午後 5時56分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

大変申しわけございませんでした。

かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例がございます。その3条の中で、議会の議決に付すべき財産の取得または処分を見ますと、議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2000万以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売り払い又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売り払いとするということになっておりますので、解体につきましては適用しないのかなと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○副議長（中根光男君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

そういうことを事前に勉強しておきなさいよ。

それと、議会費の二百何十万の関係なんです、テレビ放映の関係。

島田公室長は市民のほうから多々、多く要望が寄せられているというけれども、何回くらいあるんですか、お伺いします。

○副議長（中根光男君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

回数よりも、この前懇談会というか、市民の方の懇談会のような形の中でも、小さい子どもさんを持ったお母さんが、議会に行きたいんだけど、なかなか行けないので、ぜひともインターネットなり、そういった中継をしてほしいと、そういったこともありました。

その前、何回あるかということについては、正確には回数はちょっとわかりません。

以上です。

○副議長（中根光男君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

公室長、そこらのところはきちんとデータとっておきなさいよ。データをとっておけば説得力ありますよ。データがないなんて、そんなばかな話ない。私はそう思いますよ。

それと、職員の給与関係なんです、佐藤議員も言ったけれども、これは選挙公報です、10%カットなんて何にも書いていない。後援会報、元気にする会の会報は全部見ていないから私はわかりませんが、持っているのは持っていますけれども、何にも書いていないんですよ。

それと、今回、副市長の報酬は、何でカットしないのかお伺いします。

○副議長（中根光男君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 6時00分

再 開 午後 6時06分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

ついこの前までは、私の書いたリーフレットと栗山議員のリーフレットは置いてあったんですが、机の中に。今、探したら、うちへ持って行ってしまったみたいで、今、出てこないの、それは後でお示ししたいと思います。人件費1割カットというのは、明確に書いた書類があるはずですから、それは後でお示しします。

○副議長（中根光男君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

市長、リーフレットは後援会報なんです。これは選挙公報なんです。それだけの違いがあるんです。

今、答弁漏れでしたけれども、副市長の報酬は何で下げないんですか。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まずは職員給与の削減を優先してやりたいと。

副市長及び教育長、また先ほどご指摘いただきました、その他審議員の特別職等についても順次やっていきたいと。この職員給与にまずは絞って、今、お願いをしているところでございます。

○副議長（中根光男君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

私、副市長に聞きました。職員組合でも聞かれたそうです。市長は、私がおの分下げたんだから、副市長はいいんだと言うんです。そんなばかな話ないし、議長、これで終わります。

○副議長（中根光男君）

その他、質疑はございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

以上で、各議案に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております承認第1号及び議案第2号ないし議案第33号までの各議案の審査につきましては、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま付託いたしました案件については、万一付託違いがある場合には、議長において処理することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

### 日程第 3 休会について

○副議長（中根光男君）

日程第 3、休会についてを議題といたします。

お諮りいたします。

各常任委員会の開催及び議案等の調査研究のため、あす 3 月 3 日から 3 月 15 日までの 13 日間を休会にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

○副議長（中根光男君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、3 月 16 日午前 10 時から本会議を行います。

本日はこれにて散会いたします。

なお、この後、常任委員会の会議を開く際は、総務委員会は防災センター 2 階小研修室、文教厚生委員会は庁舎 1 階第 7 回会議室、産業建設委員会は増築棟 2 階第 5 会議室でお願いいたします。

本日はご苦勞さまでした。

散 会 午後 6 時 0 9 分